

令和3年 朝日村議会

6月定例会会議録

令和3年 6月9日 開会

令和3年 6月18日 閉会

朝 日 村 議 会

令和3年朝日村議会6月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月9日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○報告第2号から報告第5号まで及び議案第37号から議案第42号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	11
○散 会	12
○署名議員	13

第 2 号 (6月16日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	15
○事務局職員出席者	15
○開 議	16

○議事日程の報告	1 6
○会議録署名議員の指名	1 6
○諸般の報告	1 6
○一般質問	1 7
塩原 智恵美 君	1 7
上條 俊 策 君	2 8
高橋 良 二 君	3 3
清沢 正 毅 君	3 5
高橋 廣 美 君	4 3
林 邦 宏 君	4 9
中村 文 映 君	5 3
齊藤 勝 則 君	6 3
上條 昭 三 君	6 9
○散 会	7 6
○署名議員	7 7

第 3 号 (6月18日)

○議事日程	7 9
○出席議員	7 9
○欠席議員	7 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
○事務局職員出席者	8 0
○開 議	8 1
○議事日程の報告	8 1
○会議録署名議員の指名	8 1
○諸般の報告	8 1
○常任委員長の報告	8 2
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	8 2
○議案第37号から議案第42号までの質疑、討論、採決	8 3
○発議第2号の上程	8 6

○議案提案説明	8 6
○議案内容説明	8 6
○発議第 2 号の質疑、討論、採決	8 7
○議員派遣について	8 7
○閉会中の継続調査の申出について	8 8
○村長挨拶	8 8
○閉 会	8 9
○署名議員	9 1

令和3年朝日村告示第42号

令和3年朝日村議会6月定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月4日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和3年6月9日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和3年朝日村議会6月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和3年6月9日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 報告第 2号 令和2年度朝日村一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 6 報告第 3号 令和2年度朝日村簡易水道事業会計予算繰越計算書について

第 7 報告第 4号 令和2年度朝日村下水道事業会計予算繰越計算書について

第 8 報告第 5号 令和2年度朝日村土地開発公社経営状況を説明する書類について

第 9 議案第37号 朝日村緊急防災ヘリポート条例の制定について

第10 議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例について

第11 議案第39号 財産の取得について

第12 議案第40号 令和3年度朝日村一般会計補正予算(第2号)について

第13 議案第41号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第14 議案第42号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について

第15 報告第2号から報告第5号まで及び議案第37号から議案第42号までの議案提案説明

第16 報告第2号から報告第5号まで及び議案第37号から議案第42号までの議案内容説明

出席議員(10名)

1番 上 條 俊 策 君

2番 高 橋 良 二 君

3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	塩 原 康 視 君
企 画 財 政 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 浩 充 君
建 設 環 境 課 長	大 池 守 君	産 業 振 興 課 長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	上 條 裕 子 君	書 記	石 田 和 香 君
-------------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年朝日村議会6月定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 高橋 廣美 議員

6番 林 邦宏 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの10日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎報告第2号から報告第5号まで及び議案第37号から議案第42号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、報告第2号から日程第8、報告第5号、日程第9、議案第37号から日程第14、議案第42号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりでございます。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第15、ただいま提出されました報告第2号から報告第5号まで及び議案第37号から議案第42号までの議案提案理由を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに令和3年朝日村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、村民の皆様方には、コロナワクチンの接種等へのご協力に対し、感謝を申し上げます。

ここで、議案提案説明に入る前に、村政における重要テーマの進捗について報告をいたします。

まずは、コロナワクチン接種についてでございます。

ゴールデンウィーク明けの5月8日より、65歳以上の1,475人を対象にワクチン接種を開始いたしました。そして、1か月が経過いたしました。

朝日村では、トレーニングセンターでの集団接種と2か所の高齢者福祉施設での個別接種の2方式で接種を開始いたしました。毎年行われている集団健診の地区順と同じ順番で、電話予約から接種まで期日の指定を行い、接種も混乱なく順調に推移しております。約1か月間の高齢者への実施結果は、835人に1回目の接種が終了し、実施率62%、365人に2回目の接種が終了し、実施率27%となっております。

なお、高齢者の接種希望者は1,343人で、91%であります。

ワクチン接種の今後の見通しについてでございますが、65歳以上の高齢者の終了見込みは7月18日を予定しております。引き続き7月上旬より、高齢者と並行して、16歳から64歳の皆さん約2,500人の接種に移り、基礎疾患がある方を優先し、高齢者と同様の方式で順次接種を行ってまいります。

また、新たに12歳まで対象範囲が広がりましたので、順次計画に繰り入れ、全村民が2回目の接種を終えるのは10月中旬から下旬となる見込みでございます。

ワクチン接種の朝日村における最大のポイントは、問診で接種の判断をいただく先生方の存在です。土曜日の午後は、村内の三村先生に毎週無理をお願いしておりますし、塩筑医師

会の最大限のご協力により、毎日曜日に午前1名、午後1名の先生を派遣していただいております。今月からは、塩筑医師会より午前2名、午後2名の先生の派遣をいただき、日曜日は倍の接種ができる体制となりましたので、改めて三村先生と塩筑医師会の先生方、接種をされる看護師さんをはじめ、総勢20名のスタッフの頑張りに感謝を申し上げるところでございます。

次に、連携協定に関する案件が2件ありましたので、報告いたします。

1件目は、5月31日に、信州大学経法学部様と朝日村との連携に関する協定を締結いたしました。内容は、将来の住民からの視点で現在の村政を見直すフューチャーデザイン手法を取り入れ、コミュニティの活性化、地域福祉の充実、地域課題の解決、職員の人材育成を図っていくものでございます。

2件目は、6月3日に、日本郵便株式会社朝日郵便局様との包括連携に関し、締結を行いました。地方公共団体と日本郵政とが一体となり、安全・安心な暮らしの実現と地域経済の活性化等に取り組むことを目的に、全国各地で協定締結を推進している一環であります。

最近ですが、郵便配達員の方が具合が悪くなった村民を救助してくださった例がございました。各戸を配達で回り、道すがらの各種情報をフィードバックしていただけますので、より一層の安全・安心につながるものと思います。

次に、新聞報道もございましたが、昨年度実施した国勢調査の結果が公表され、朝日村の人口は4,282人、前回調査から5年間で180人、4%の減少でありました。第6次総合計画の予測値より18人割り込んでおります。

続きまして、各課ごと重要テーマの進捗について報告をいたします。

まずは、総務課関係でございます。

緊急防災ヘリポートの関係ですが、防火水槽40トンを含む主立った工事は5月末に終了し、芝生の養生と今議会に提出した条例の制定を待って竣工といたします。あわせて、ドクターヘリの緊急着陸場所の登録手続を行っており、村内では7か所目の登録となります。

消防デジタル無線の状況ですが、固定局のアンテナ工事が終了し、今後は、移動無線機の納入、旧設備の撤去工事となり、9月末に竣工予定です。

朝日村消防団第3分団についてでございます。

かねてより、消防団員の成り手不足が課題でございますが、第3分団は他分団より深刻な状況でありました。第3分団より、団員の確保ができず、分団活動を休止したい旨の申出があり、関係者で会議が持たれ、来年度より休止とし、第4分団がエリアを管轄することで調

整が進んでおります。

昨年度から進めてきました庁内におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の関係ですが、職員のテレワーク環境、議会・庁内のICT化とペーパーレス化、オンライン会議システム等の整備が整い、今月から本格的に稼働をいたします。

今年度の土砂災害防災訓練は、小野沢地区を対象に6月13日に行われます。

次に、企画財政課関係でございます。

旧役場庁舎の方向づけについて、緊急防災・減災事業の活用にめどがつかしましたので、今議会で予算化をお願いしたいと思います。跡地を小野沢区の拠点避難地として整備するもので、今年度は主に旧庁舎の解体事業を推進いたします。

住民協働を進めることにつきまして、区長さんとの調整がつかしましたので、集落支援員制度を活用したいと思います。会計年度任用職員として3名ほど採用し、地区防災組織の編成や地区が抱える諸課題の解決に取り組みたいと思います。

国の進める地方創生テレワーク交付金事業として、サテライトオフィスの開設とテレワークを活用した移住・滞在の取組につき、タジマモーターコーポレーション朝日様の所有する民間施設を活用して推進をしたいと思います。事業費は全て交付金で賄えるものでございます。

次に、住民福祉課関係でございます。

最大重要テーマであるワクチン接種業務を引き続き推進いたします。

マイナンバーカードの取得率を令和4年度末までに100%にするという国の政策で、現在、朝日村においても取得キャンペーンを展開しております。しかし、いまだ低調で、5月末現在で申請率は34%にとどまっております。今後の利便性ですが、10月から健康保険証として利用ができるようになります。

妊産婦福祉医療費給付金事業が、朝日村の新たな子育て支援施策として、8月1日より始まります。この事業は、県内で7番目、松本圏域では初めての取組でございます。安心して妊娠・出産ができるよう、医療費の自己負担は500円で、対象者は母子手帳の交付を受けた妊婦の方と産後1か月のお母さんになります。

次に、建設環境課関係でございます。

圃場整備6工区のうち、トップを切って、県営中山間総合整備事業の御道開渡工区が5月末で竣工いたしました。既に作付も始まっています。引き続き、農地中間管理機構関連のかたくり工区では、この6月より工事着工となりました。

次に、産業振興課関係でございます。

あさひプライムスキー場の令和2年度の利用状況は、来場者は1万2,600人、前年度比42%の減少となりました。

コロナの影響を受けている村民の皆さんと商工事業者を支援する村民1人1万円の地域活性化商品券の配布を始めました。

次に、教育委員会関係でございます。

公民館講堂のアスベスト改修工事と公民館の耐震工事が5月末竣工いたしました。アフターコロナとなった折には、多くの行事に活用いただき、元気な朝日村づくりの一助になれば幸いです。

GIGAスクール構想に基づく小学生へ1人1台のタブレットPCの貸与式を6月1日に行いました。大事に使うこと、どんどん勉強に使うこと、皆が悲しむような使い方はしないことの3つのお願いをし、ICT教育が本格的にスタートいたしました。

未満児保育室の増築工事が完了いたしました。未満児保育の要望に応えるためであり、7名程度増員できることとなります。

なお、園児の増加に伴い、保育士不足が課題ともなっております。

第2期教育大綱の策定と国型コミュニティスクールへの移行が今後始まります。

それでは、ただいま上程されました案件につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、報告4件、条例2件、財産1件、予算3件の計10件でございます。

まず初めに、報告第2号につきましては、令和2年度朝日村一般会計につきまして、令和3年度に繰り越しました繰越明許費を法の定めにより報告するものでございます。

次に、報告第3号につきましては、令和2年度朝日村簡易水道事業会計につきまして、令和3年度に繰り越しました事業会計予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第4号につきましては、令和2年度朝日村下水道事業会計につきまして、令和3年度に繰り越しました事業会計予算繰越計算書を報告するものでございます。

次に、報告第5号につきましては、令和2年度朝日村土地開発公社の経営状況の説明でございます。

次に、議案第37号 朝日村緊急防災ヘリポート条例の制定につきましては、ヘリポートが完成したことに伴い、設置・管理に関する条例を制定するものでございます。

次に、議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、デジタル社会

形成の関係法律の改正に伴い、朝日村手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第39号 財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、予定価格700万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号から第42号までは補正予算でございます。

まず初めに、議案第40号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ6,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,630万円とするものでございます。

歳入では、新型コロナ対策事業に伴う国庫補助金のほか、土地開発公社事業資金貸付金元利収入、防災対策事業に伴う地方債の増額補正をするものでございます。

歳出では、新型コロナ対策事業として、低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業501万円、ワクチン接種事業の増額補正363万円のほか、旧役場庁舎跡地へ整備する拠点避難地整備事業費3,820万円、集落支援員配置事業726万円、コミュニティ助成事業333万円の計上が主なものでございます。

次に、議案第41号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,092万円とするものでございます。

歳出では、高額療養費及び新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の増額が主な内容でございます。

次に、議案第42号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出を277万1,000円増額し、総額を1億1,397万3,000円とするものでございます。

歳出では、浄水場維持管理業務、職員人件費が主な内容でございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げますが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第16、ただいま提出されました報告第2号から報告第5号まで及

び議案第37号から議案第42号までの議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩します。

休憩 午前 9時21分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 1時58分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

報告第2号から報告第5号までの4件につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理します。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時58分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会6月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和3年6月16日(水) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員(10名)

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	塩 原 康 視 君
企画財政課長	上 條 晴 彦 君	住民福祉課長	上 條 浩 充 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	上 條 裕 子 君	書 記	石 田 和 香 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 中村文映 議員

8番 齊藤勝則 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて35分と決められています。簡潔にお願いします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせしますので、お含みおきください。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（北村直樹君） 最初に、10番、塩原智恵美議員。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美です。

質問に入る前に、一言お礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種につきましては、小林村長をはじめ担当課には、陣頭指揮の下、混乱なく接種が順調に進み、日々のご労苦に感謝申し上げます。また、村内で唯一の三村先生には、日常の医療のほかに毎週土曜日、ワクチン接種に対応されているということで、深く感謝申し上げます。接種対応されている職員と先生方におかれましては、先はまだ長いことから、どうぞ健康にご留意させていただくことをお願いします。

それでは、私の一般質問をします。

質問は、村民が満足する地域共生社会の実現に向けてでございます。

今年4月19日付の信濃毎日新聞の大きな見出しが目にとまりました。共生新事業に285自治体、県内は飯田市など8市町村という見出しでした。内容は、ひきこもりや貧困といった複合的な課題に自治体が一括して対応できるよう、この4月からスタートした厚生労働省の事業に全国で285市区町村が乗り出すというもので、朝日村がその仲間に入っているという記事でした。

調べてみると、この事業は、大きな捉え方をすると、介護や障害福祉、困窮者、子供などは、現在の村の仕組みの中では縦割りの中で、それぞれの担当部署が予算化し対応しており

ますが、これらを一本化して困り事の対応をするという地域共生社会づくりを本格的に始めるというものです。

法律の根拠は、昨年6月に社会福祉法が改正され、今年4月1日から施行されております。国も、これまで個別に交付した交付金を一括交付に切り替えて財政支援します。厚労省のホームページによりますと、朝日村は来年4月からこの事業を実施ということで、今年の実施計画や予算など準備の年となっております。

私がこの記事に注目したのは、全国に1,741の市区町村がありますが、このうちの僅か16%に当たる285の自治体の中に朝日村が手を挙げているという事実です。すごいことだと思うと同時に、大きな期待も持ちました。理由は以下のとおりです。

先頃、国勢調査人口が公表されましたが、朝日村は4,282人でした。5年前より180人、4%減少し、県全体の平均値より大きな減少率となりました。村の老人福祉計画では、20年後は村を支える現役世代が60%減少し、65歳以上の高齢者人口が村全体の50%になると予測しております。人口減少と高齢化がピークに達する20年後の村の姿や村民の日々の暮らしを想像したとき、こうした状況下でも、村民が満足する暮らしはどうしたら築けるのでしょうか。

現在の村は、隣近所の関係は昔に比べて希薄になり、これによって地域のつながりを好まない人が多くなっております。また、昨年からのコロナ禍で、ますます状況が加速していると感じます。さらに、地区未加入者は村の大きな課題となっております。

これらを克服する手段として、つながりの再構築が求められると国は言っております。例えば隣の人の話し相手になるという、ちょっとしたことがお互いを支え合い、仲間が集い、つながりができ、やがては暮らしを豊かにするという、このような仕組みづくりが重要とされております。

来年度、村が取り組む共生新事業は、つながりの再構築という切り口で、全ての村民の暮らしと生きがい、そして地域をつくっていくという一連の地域づくりの実現を目指すものです。様々な課題が発生している村にとって、今から取り組むべき価値ある事業と受け止めております。そして、全ての村民がどのような状況に置かれても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるような生活支援体制が築かれることに大いに期待しております。

以上の観点から、以下2項目について質問します。

1、平成29年から令和2年まで4年間、我が事・丸ごと事業を実施した。この事業は、国

の地域共生事業のモデルとして朝日村が取り組んだ。どのように評価・検証したか、課題はあるか。

2、令和4年度から共生新事業を実施するに当たり、4年間積み上げた我が事・丸ごと事業の土台をどのように有効活用するか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、塩原議員が述べられました、生活支援体制が築かれることに期待をしていますという、この冒頭の部分について、私のほうから少し述べさせていただきます。

この冒頭の部分、私も全く同感であります。村がこういったことを今後やっていかなくちやいけないんじゃないかという、まさしくその根幹だと思います。それで、例えばここでも、塩原議員も20年後という表現をされていますけれども、20年後、独り暮らししているか、または夫婦2人住まいで、しかも運転免許を返納するような、そういった高齢化になっているという高齢者の暮らしを想定しますと、村民が満足できる暮らしとは何かということをやはり、いろいろ述べられておりましたとおり、構築していかなくちやいけないということだと思います。そして、今足りないものは何かを突き止める、そして、今から種まきをしていくということでもあります。

ここからが肝心なところだと思うんですが、今現在も、高齢者に対する各種福祉施策というものはまずまずありますけれども、20年後を想定した場合にどういった社会になるかというところは、やはりそういった、この間新聞報道もされましたが、今年から信州大学のほうと、フューチャーデザインという新たなテーマと一緒に協働して取り組んでいくということを進めておりますけれども、そういったフューチャーデザイン的なテーマを取り上げて、20年後の、例えば私の場合だったら90近くになります。その20年後の自分から見たときに、どういったことが満足できる社会なのかというところを、そのフューチャーデザイン的な考え方から、現在、今進めていかなくちやいけないというようなことを取り組んでいく必要があるんだろうなど。今こういうことが足りないから、こういうことに取り組むという今までの手法とは違って、20年後から見て、今スタートしなくちやいけないというところを今後力を入れて取り組んでいく、または、そういったものをテーマにしていきたいというふうに、

今、総枠では考えております。

今、塩原議員の質問されました、具体的に我が事・丸ごとの進捗、または、今どういう課題があるかだとか、その他、今後どういようにやっていくというところは、もっと細かく担当から答弁をさせていただきますので、大枠、基本的な考え方は、フューチャーデザイン的な考え方をぜひ使っていきたいということで、テーマを発掘していきたいというふうに考えております。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、ただいま村長から大枠の答弁がございましたので、塩原智恵美議員のご質問の村民が満足する地域社会の実現に向けた我が事・丸ごと事業についての進捗、それから事業の中身について、お答えをさせていただきます。

この事業の取組は、平成27年に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プラン、その中に地域共生社会の実現が盛り込まれたことによることから始まっています。これは、お互いさまの地域づくり、自然に朝日村には息づいているものもございませう。息づいてきているものだと思っております。

しかし、その当時、朝日村でも生涯現役を掲げて、健康と福祉の村づくりを推進していましたので、お互いに助け合う仕組みをつくるべく、平成29年度から国のモデル事業、我が事・丸ごと事業を活用して、社会福祉協議会に事務局を置いて、お互いさまの地域づくり、有償支援サービスいいせを立ち上げ、高齢者の支え合いの活動事業として定着をしております。

いいせでは、庭木の剪定やパソコンの支援など、およそ30件くらいの支援、また、えべやには、相談窓口ぷらっとふらっとカフェを開設して、10件前後の相談件数を受けてございませう。あわせて、相談支援包括推進員を配置し、高齢者と朝日小学校との学福連携、障害者の社会参画を進めるためのアグリ・チャレンジセンターとの農福連携を行ってまいりました。農福連携では、福祉施設と農家8軒のマッチングを成功させております。

なお、現在は、相談支援包括推進員の配置はされてございません。

事業評価につきましては、数字的な評価はしておりませうけれども、我が事・丸ごと事業の取組実績を参考にして、地域共生社会の実現に向けた計画を朝日村第1次福祉計画に盛り込むことができました。課題は、その事業に注力できる人員配置や、行政からの支援の押しつけではなくて、どうしたら何げなくお互いさまに支援をする、支援が受けられる世の中に

していけばよいのかということではないかと考えていることとさせていただきます。これが一つの課題だと思っております。

そして、新しい事業、令和2年度の社会福祉法の改正によって、重層的支援体制事業が創設されています。朝日村では、モデル事業として先に先行して、我が事・丸ごと事業で地域共生社会の準備を始めてまいりました。朝日村は今年を準備の年として、さらに令和4年から、この重層的支援事業に取り組む計画で事業申請をしておりましたが、コロナのワクチン接種の事業を最優先に住民福祉課全員で対応させていただいていることから、今年度の取組、準備の年ということは困難であるということとさせていただきます。その点についてご理解をいただきまして、次年度から実際に取組を進めていきたいと考えているところでございます。

しかし、社会の働き手、地域の支え手がさらに少なくなる2040年度の問題の対応策として、我が事として、住民が主体的に地区、農家、学校、企業、商工会、社協、行政など、あらゆる機関が協働して、朝日村が朝日村であり続けるための取組が必要であることを、この事業の実施から感じていることは確かでございます。朝日村の協働の村づくりなど、できているものにも目を向けつつ、役割分担を明確にしながら、住民福祉と地域福祉を行政の立場から進めていきたいと考えているところでございます。

なお、高齢者の地域共生社会、地域包括ケア体制づくりにつきましては、現在、長野県地域包括ケア市町村伴走型支援事業を活用しまして、4月から毎月、県と有識者から助言を受け、また社会福祉協議会と共に、改めて朝日村の地域包括ケアの体制を考えているところでございます。多少時間がかかると考えておりますけれども、国が求める属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、これをどのように朝日村が取り組んでいくのかをこれから考えていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） どうも村長の最初の生活支援体制の構築、考え方は、それで私も同感であります。ただ、今の担当課長の説明を伺いますと、この4年間何も、あまり築かれてこなかったと、そう捉えざるを得ない説明だったかと思えます。

それで、来年に事業を先送りすると。じゃ、この4年間のモデルはどうだったんだろうと、本当にそこが、私は大きな課題になっているんだろうなと思えます。ちょっとそこに触れるために、少し説明をさせていただきたいと思えます。

そもそも地域共生社会とは何ぞやですが、先ほど課長の説明のとおり、平成27年から取り組む国の政策です。国は次のように言っています。昔地域の暮らしの中にあつたつながりや助け合いが社会の様々な変化の中で弱くなってきたこと、さらに、高齢化と少子化による人口減少が深刻になっていること、人口減少は地域社会の担い手不足を招き、結果として耕作放棄地や空き家など、生活上の様々な課題が顕在化している。地域社会存続の危機が生まれる中、今後も続く人口減少を乗り越えていく上で重要なのは、地域社会全体を支えていくことである。そのために、人のつながりの再構築をすることで支え合いの地域づくりを強力に進める。たどり着くのは、誰でもが孤立せず、その人らしい生活を送ることのできる社会、それが地域共生社会である、こう国は述べております。

これを目指して取り組んだのが、4年前の村のモデル事業です。国は平成27年から地域共生社会の実現を目指して準備を始め、モデル事業の予算化、スタートしたのは平成29年4月でした。ここが朝日村のスタートです。国はこの年の6月、社会福祉法を改正し、我が事・丸ごとの地域づくりを進めるための体制づくりを市町村の役割としました。また、地域福祉計画が策定されていない自治体に策定の義務づけをしました。

さて、朝日村の取り組んだ事業ですが、国はモデル事業実施に当たり、2本の柱を設け、その取組を求めました。1つは、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築事業、2つ目は、複合化した課題を抱える世帯に対応できる包括的な相談支援体制を整備すること、この2本柱を実現するのがモデル事業でした。

国は2本柱の実現をするために、さらに具体的な取組を求め、詳細な事業項目、これは12項目にわたって設計し、この中に成果目標も設けました。また、こうした枠組みの中で、地域福祉計画の策定も求めています。こうして、うちの村は昨年、福祉計画ができました。これらの事業内容は、厚労省ホームページにモデル事業を実施した全国の208自治体が全て公表されており、朝日村の事業も私はそこから情報を取りました。

村が実施した具体的な内容は次のとおりです。

1つ目の柱、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築、村はこれを朝日村社会福祉協議会に全面委託しました。結果、社協が社協独自の取組として、数年かけて築きたいいいせという有償生活支援サービスを村の事業としました。いいせというサービスは、高齢化による日常生活が困難な方に、草取りや庭木の剪定、パソコンの操作など、協力会員約40名が僅かの謝礼金を受け取ってするサービスです。国が求めた住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、これにいいせは合致しているのでしょうか。

村は社協が既に取り組んだ事業を使う前に、まず村内全域を対象に、住民が主体的に地域の課題を把握するという最も基本的な大事な部分に踏み込んで、地区のことは地区が解決できる人づくりという視点で取組ができなかったのかと考えます。この部分は地域共生社会の根底で、そこが構築されないと、村が目指す共生社会の実現は難しいと考えます。

法律では、地域課題を把握するのは行政と地域住民などとなっており、特に包括支援センターは身近な相談窓口として存在しておりますが、なぜ主体的に関わらなかったのでしょうか。

2つ目の柱、包括的な相談支援体制の整備です。

国は、困難を抱えた住民、例えば育児と介護が同時に直面する家庭や障害のある方の家庭、ひきこもりの子供と同居する親の介護の心配がある家庭など、様々な事例に対応するために、行政側の分野を越えた相談体制整備をするよう対応を求めた項目ですが、この中で相談支援包括化推進員の設置を求めました。国は、相談支援を解決するためには、支援する側の関係機関との調整力ある人材が必要と考えております。

これに対して、村は包括支援センターに、会計年度任用職員として採用された1名を別の課の職務と兼務する形で配置しました。同じ人を4年間配置しましたが、現在は福祉とは無縁の部署で働いております。先ほどの課長の答弁のとおりです。4年間という時間が育てた、職員に蓄積されたノウハウは生かされることなく不在です。こういうことでいいのでしょうか。

モデル事業は、こうした状況で終了しております。村民は評価するのでしょうか、疑問です。そもそも村は、この事業の計画段階で、包括支援センターの機能と役割、そして社協との連携など、関係者間での十分な協議がなされたのか。また、その後の4年間の連携はどうだったのか、社協に尋ねました。残念ながら弱かったと言っております。

村長はこの事業の責任者です。この4年間の事業の取り組み方と事業終了後の今、どのように評価されますか。また、こうした状況を招いた原因は、どこにあるとお考えでしょうか、お答えください。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろご指摘をいただき、ありがとうございます。

非常に難しい話です。今、いろんな難しい言葉が出てきて、一つ一つ、聞いている村民の皆さんに理解をしていただくのは、非常に難しい部分があると思うんですが、いわゆる福祉

をどう進めるかということだと思っんですね、原点は。特に高齢者の。そのために、国はいろいろな、そういう制度ということを出して、朝日村も手を挙げたわけですけども、いわゆる地域の包括支援センター、こういったものが中心になって、今は全部の事業を進めるという組立てではあります。

そして、その一つ一つの事業の実際は、今、社協のほうにかなりの部分をお願いしているというのも、これは事実です。その中で、いいせが出てきたり、または、社協独自のいろんな行事をやっていただいたり、研修をしていただいたりということに今なっているかと思えます。

ですから、一つ一つこつこつと、今やっている段階だと思いますので、全てが塩原議員が考えるような姿になっていないというのも、これは事実だと思いますので、今後は、何が今足りないのか、または、先ほども申したとおり、20年後の人たちが、今始めた事業が20年後に根づいている、そして、20年後の人たちが少しでも困っていることの改善ができていて、例えば病院通いだとか衣食住に関する困り事、または各種手続をする上での困り事、いわゆる息子がいなきゃ、嫁がいなきゃ何もできないような、そういうようなところを、こういった福祉的な役割が担えていけたらいいなというふうに考えております。

ですから、今はまだ不十分な点は多々あるかと思いますが、これから一つ一つ、そういったフューチャーデザイン的な考え方を取り入れる中で、今、何を一つ一つ手を打っていくかということを決めていきたいと思えます。具体的に、すぐ何をやるということは言えませんが、その一つとして、買物バスなんていうのは実現ができていて、一つ一つそういった切り口で取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） では、私、ここからは提案をちょっとさせていただきます。具体的な深刻な例も入れながら、お願いしたいと思えます。

その前に、やっぱりこういうことを理解するためには、国の法律、そこがどういうことを狙ってやっているのか。国の法律の下で村の仕事をやっていますので、この事業は特にそうです。まずそこですね、そこをしっかりと押さえていただく必要があるかと思えます。

国はこの事業を進めるに当たって、実施要領を定めております。これ、丸ごと事業です。1つは、住民の相談を受け止める場と機能の構築について、自治体に地域包括支援センター

と社会福祉協議会との連携を求めています。最初に、4年前にそれを求めているんです。また、相談支援の相談員については、1人で全ての相談を受け付けるのではなく、相談者の背景も勘案した本質的な見立てをした上で、様々な相談支援機関と調整しながら必要な支援をコーディネートするなど、複数項目にわたって求める人材像を定めております。これも4年前に、そういう指示が出ております。そして、その配置は地域包括支援センターや社協などの相談機関からふさわしい機関を選び、相当数を配置とあります。こういったことを織り込んだ4年間でなければいけなかったと私は思います。

これから地域共生新事業に取り組むに当たりまして、しっかり前に進むためには、まず制度を理解し、課題を整理し、その上で明確な方針を立てる必要があると考えます。ただし、その前提として、先ほど課長からちょっと発言がありました、仕事に取り組む体制が整っているのか、これが問われると思います。モデル事業の成果が見えにくかった理由は、人の配置が大きな要因ではないかと推察します。

具体的に、社会福祉協議会へ委託している生活支援コーディネーターと包括支援センターの職員体制です。ちょっと専門用語が出てきますが、これは村の予算の中でそういった予算を組んでいる、名称を使っているのも、ちょっとお許しいただきたいと思いますが、現在、生活支援コーディネーターは、介護保険特別会計から100万円を委託料として社協へ依頼しています。これでは国の進める仕事はできないと私は理解しております。

生活支援コーディネーターは、事業を進める上で重要な役割を持ち、主な任務は地域課題解決のための相談業務です。この人材は国が設置を決めていることから、人件費の80%が国の補助です。したがって、村が5人社協に委託して配置しても、村の持ち出しは1人分で済みます。事業を強力に進めるためには、しっかりとした体制を検討する必要があると考えます。

もう一つ、役場の中にあります包括支援センターですが、ここは今年4月からの社会福祉法の施行により、先ほど村長、高齢者対応と言いましたが、高齢者だけじゃないんです。法律が改正されて、全ての村民の身近な相談窓口になりました。

国は、複雑な相談に対応できる人員の体制を求めています。現在は4人体制で、その内訳は正規職員は1名で、この方は管理職のために住民福祉課の他の業務も求められており、専属ではありません。コロナ対応もしているのが現実で、包括支援センターの業務は推して知るべしです。ほかの3人は、いずれも会計年度任用職員です。この体制で、果たして包括としての機能や役割は果たせるのかです。

国は包括支援センターの機能強化を自治体に求めており、平成30年5月10日付で厚労省の通知文を出しております。地域包括支援センターの設置と運営について、一部改正として通知したものです。この中に市町村の責務があります。それをご覧いただきたいと思います。

私が急務と考えているのは、現在発生している入三地区の問題です。第3分団の休止、入三分館の活動停止と廃止の要望です。これは起こるべくして起きていると私は思います。その理由は、村の高齢計画の、高齢者の今年計画ができておりますが、この地域では、その地域全体の50%が独り暮らしと高齢者の世帯です。ほかの入三、古見から西洗馬までの地域は20から30%です。ほかの地域よりも高齢化と独り暮らしが進行しています。

これは20年後の朝日村の姿です。入三で起きていることをまず村が向き合って、そこに何が起きているのか、現場を把握する、現状を把握する、調査をする。そして、その住民が何を求めているのか、どんな支援が必要か。どんな地域の支え合いができるのか、そこを構築していくのが共生新事業です。そのためには、先ほどの生活支援コーディネーターの配置、包括支援センターの設置、人員配置ですね、それから集落支援員です。

集落支援員の任務は地域づくりです。この間、この6月の議会で計上されておりますが、その3つのチーム編成でこれに取りかかる。そして、この人事権は村長にあります。この組織の機構とか人事、それを含めて対応していくこと、なぜかといいますと、国の補助事業は期限つきなんですね。先送りをすれば1年しか残っていません。

そういったことで、村長のリーダーシップを求めるところですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おっしゃったことは全て分かります。それで、これからもまた議論が出てきますが、集落支援員制度、これを今回予算化をしておりますが、これから集落支援員をどのように活用していくかというのがキーポイントに、今なってくるかと思います。今日、議会が終わった後、一般質問が終わった後、また要綱をお示ししたいと思いますが、その中には、地域の福祉を考えるコーディネーター役ということも任務として入れてありますので、今後は社協、または民生委員、それと地域包括センター、それと、今度新しく加わる集落支援員制度、これをうまく絡めて、ワンストップで回るようなことができないかということは今考えております。

それと、入三、入二区のほうで高齢化が進んでいる、または、20年後の朝日村を今見てい

るようだというようなお話ございましたけれども、そういったことも踏まえて、今後どういったことが可能かということは検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） では、ちょっとまとめさせていただきます。

今年の4月、福祉法は改正されて施行されております。その施行されている法律の主なポイントですね、それは、地域住民が地域の福祉を進めていく、参加していく、それは義務化されています。そして、自治体の責務として、地域住民が参加するその環境を整えることが自治体の責務になっております。

そして、断らない伴走支援の構築、これが、我が村が新年度取り組んでいかなければいけない重層型のものなんです。もう4年間のモデル事業は終了したと国はみなしております。朝日村、もうできていると。その上に立って、次の伴走型の重層支援をどうしていくか。断らない相談体制どうするんだ、それが今の朝日村に求められている中身なんです。ちょっと4年間の実績がいま一つという中がありますので、ぜひぜひスピード感を持って、期限付であります。村長の英断の中で、この大きな事業を将来の村民のために進めていただきたいと思っております。

以上をもって質問といたします。どうぞ、村長、もしありましたらどうぞ。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 何も私は反対意見を述べるんじゃないありませんが、一番のポイントは、村民全員がそういったことを思っていくという土壌づくりが今まで欠けていたというふうには思っています。地域の問題もそうですが、地区へ未加入だとか、あのときに私も言いましたけれども、本当に地域の文化を守るのは地域住民であると。そういった地域包括センターが中心になっていろいろ考える云々じゃなくて、本当に困っている人同士がどうやってやっていくかということで、地域住民がもっと主体的になるような仕掛けを行政はもっともっとやる必要があるなというふうに感じておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の持ち時間35分は終了いたしました。

一般質問を終了いたします。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は、1項目について質問させていただきます。

もう皆さんご存じのことを前もってただらと書いてありますけれども、ちょっとご辛抱いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

災害時に備えての対応と地球温暖化対策についてということで、今、コロナウイルス問題で世界中が混乱しているこのときに、温暖化対策どころではない状況かと思いますが、各地で災害が起きており、原因は地球温暖化が大きな要因と言われております。各国もCO₂抑制に向けて懸命に対策を行っています。

過去をちょっと振り返ってみますと、4月22日、首相官邸で設置された地球温暖化対策推進本部で、2030年までの二酸化炭素排出量削減目標を2013年度比46%減とする新目標を発表しました。また、50%削減の高みを目指すとも補足しております。日本政府がパリ協定後に国連に提出した削減目標の2013年比26%減から大幅に引き上げることとなりました。

今回の決定は、米国時間の4月22日から米バイデン大統領が主催する気候リーダーズ・サミット前のぎりぎりのタイミングで決定されました。EUは2030年までに1990年比で55%削減を目標とすることを決定し、イギリスは2030年に1990年比68%減とする目標も掲げています。アメリカのバイデン政権も、50%減の目標を設定するものと思われます。日本政府に対しては、国連責任投資原則からは、2030年までに排出量を2013年度比50%削減を目標とするよう勧告を受け、日本の企業が集う気候変動イニシアチブからも、203社が2030年に2013年度比50%減を政府に要請しておると聞いております。一方、国際環境シンクタンクNGOのクライメート・アクション・トラックからは、2013年度比62%が必要というレポートも突きつけられているそうです。

世界・国のこうした取組の中で、将来の地球環境を考えると、この問題の取組は一朝一夕に達成できることではなく、全人類がこつこつと日常生活において意識していかななくてはならないと考えます。

そこで、身近にできることに取り組もう、どれだけ減らせるか考えてみました。家庭から排出される二酸化炭素のほとんどは、電力、ガス、ガソリンの消費から来ていると思います。そのため、電気の使用量や自動車の利用量を減らせば、家庭から排出される二酸化炭素の量を大きく減らすことができると思います。

朝日村として、CO₂削減に対するこの問題に対して、バックアップしていく具体的な施策はないか。いろいろあろうと思いますが、身近で手始めに考えられることを挙げてみますと、電気の使用量削減のために、家庭から排出される二酸化炭素のほとんどは電力、ガス、ガソリンということから、電気の使用量や自動車の利用量を減らせば、家庭から排出する二酸化炭素の量を大きく減らすことになります。

家庭の消費電力量を見ますと、主に冷蔵庫、照明器具、テレビ、エアコン等に使われているものが大きく占めております。そこから多くの二酸化炭素が排出されているわけです。全体的に見ますと、冷蔵庫が14.2%、それから照明器具が13.4%、テレビが8.9%、エアコンが7.4%、こういった統計があります。それぞれを省エネタイプとか、そういったものに変えていくことによって、テレビの場合なんかは見ないときはコンセントを抜くとか、そういった細かいことを重ねることによって、電力の消費が抑えられると思います。

また、給湯機器、ガス機器、暖房機器を化石燃料使用機器から電気の使用機器に変えていく。

3つ目として、自然エネルギー発電の電気を使う。太陽光発電、風力発電、今後は今、水素発電というのも出てくるかと思います。今の住宅はほとんど太陽光発電で、買取価格も昔はキロ48円で売電ができておりましたが、現在は今、7円というような形になっております。自分が発電した電気は蓄電池にためて、自家使用してきているのが最近の傾向です。太陽光発電のないお宅でも、深夜の安い電気を蓄電池にため昼間に使うと、そういったことをすることによって、今いろいろ起きています災害、その対策にも、災害時にも電気が蓄電池から供給されるということで、生活の経済的にもよくなる部分と、災害に備えられるということも考えられます。

そこで、お聞きします。

現在、村では、太陽光発電設置補助金をずっと設けていただいています。ここで蓄電池設置に、今後、省エネ、災害対応のためにも、補助金支給の検討の有無はどうか。

2つ目としまして、家庭の電気消費の多い従来の照明器具、どこの家でも使っているわけですが、これをLED照明器具に変更というような場合に、補助金支給の検討をしていただ

けるかどうか。また、高効率給湯器、例えばエコキュートとか、そういった安い電気で給湯ができ、また災害時は、その給湯器の水といただけますか、お湯といただけますか、それも使えますので、安心であるなということでもあります。

こういった取組は、今現在、国は補助金というのは、蓄電池のほうは出しておりません。ただ、各自治体では出しているところがありまして、この近くでは松本市ですが、松本市は住宅用温暖化対策設備設置補助金制度というのがありまして、その対象設備として、開口部断熱改修、窓を二重にするとか、そういった改修工事、それからLED照明をつけた場合の補助金、それから高効率給湯器等、エコキュートとかいろいろありますが、そういったもの、それから太陽光発電設備、それから定置型蓄電設備という、持ち運びのできるタイプじゃなくて、家に定置して置いておく、そういう蓄電池設備、それから電気自動車等充給電設備ということで、電気自動車のあれに対して、その設備にというようなことになっております。

以上のことから、先ほどの3点についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、上條俊策議員のご質問にお答えいたします。

いろいろなお提言ありがとうございます。

ゼロカーボン推進における具体的な取組は、正直なところ、今まで消極的であったというふうに感じております。今後は、やはり財政面だとか、公な補助金制度も研究させていただきながら、今後村で主導するような大型プロジェクトもあるかと思いますが、家庭における個々のゼロカーボンテーマ、こういったものも取り組んでいく必要があるというふうに、今日ご提言を聞いて感じておりますので、ちょっとその辺は、詳細は担当課長より、具体的にどうするというのを答弁させてもらいたいと思いますので、私のほうからは、ちょっと今まで消極的だったなというところだけお答えさせてもらいたいと思います。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 建設環境課長の池です。初めての一般質問の答弁となりますので、よろしくお願いたします。

上條俊策議員のご質問の災害時に備えての対応と地球温暖化対策につきまして、お答えさせていただきます。

国では今年9日に、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた地方自治体との協議会を開催し、取組の工程表、地域脱炭素ロードマップが示されました。また、長野県では、県内の温室効果ガスの排出を2050年までに実質ゼロ、なくすということで、長野県ゼロカーボン戦略をまとめております。また、社会変革、経済発展とともに、持続可能な脱炭素社会づくりを進めるとしてしております。

朝日村では、昨年3月に計画いたしました朝日村第3次環境基本計画の中の基本目標の一つに、「地球温暖化対策のためのかしこい選択をする」とし、省エネルギー製品の導入促進などを実施していくとしております。

上條議員の質問の1番、蓄電池設置に今後、省エネ・災害対応のために補助金支給の検討の有無という項目ですが、先ほど申し上げましたとおり、国の地域脱炭素ロードマップでも太陽光発電を脱炭素の鍵と捉えており、環境省では基金や交付金などの新たな制度を検討していくとしております。村でも新たな制度を活用して、国の目標である2050年までに全家庭の電力を自給自足するために、村の新エネルギー等普及促進事業補助金に蓄電池設置を加えていくよう検討してまいります。

続きまして、2番の住宅の開口部断熱改修、照明器具のLED化、3番の高効率給湯器などの設置に対する補助金支給につきましても、国の新たな基金や交付金などが活用できれば活用させていただき、省エネに資する工事費、また購入費に対する補助制度を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ただいま村長、それから課長のほうから、前向きなご返答をいただいたんですが、今課長のお話ですと、国が補助金を出すなり、そういったものが決まってくれば考えるという話だったんですが、やはり国からお金が来たので出すというんじゃなくて、金額の大小はかかわらず、多少でも、松本市はそういうことでこういう、各ところはやっているわけですが、財政的に厳しい面もあるかと思いますが、朝日村として補助金の額は、たとえ幾らであったとしても、そういった、こういうことをやりゃこうだと、これだけ補助金も出してあげられますというか、そういうことでぜひ、CO₂排出をゼロにしようということにいくわけですので、国は、さっきも言いましたが、太陽光も何も昔はあったんですが、今はないわけですが、国が出すから、そのあれが来たら、うまく使って朝日も出そ

うとではなくて、朝日村独自である程度のことを考えてやっていただけたら、これがみんなの意識にもつながってくると思いますので。

本当に照明器具なんて、電気料も半分以上になりますし、球も替えなくていいし、今のこういう蛍光灯はもう、蛍光管自身は去年から作っておりませんので、今現在、蛍光管たくさん欲しいと言われても、探すだけでも容易じゃない、もう製造中止になってきていますので、そういったこともありますので、そんなに大した予算取らなくてもいけるんじゃないかと。全部を一度にというんじゃなくて、例えば照明なら照明、全家庭がやっていますので、そういったことからスタートしていただけたらなと、そういうふうに思うわけですが、お願いします。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今回のLEDの話からですけれども、当然、今各家庭で、新しい電球はLED型にしたりだとか、かなり進んでいると思います。その辺もよく調査をして、具体的にどういことが各家庭へのゼロカーボンにつながるのか、ちょっと精査をさせていただいて、なるべく早くそういった制度をつくり上げていきたいと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ありがとうございます。

そういうことで、CO₂削減のために対策、朝日村はこんなことを始めたということも、やはりいろいろな面にこれもつながってくるかと。朝日村に来た方は、朝日に来てよかったという方が相当いらっしゃる。朝日はここまで気を遣ってくれるんだ、こんなことまでしてくれるんだねと、そういう意見も、そこらへ行ったときに聞きます。朝日村って、昔は知らないし、えらいところだ、電気もあるだかいなと、そんな時代もあって、よく言われたこともあります。朝日っていいところですね、結構便利ですと、そういう話もお聞きします。

そんなことで、やはり朝日村、こういうことまで考えているんだと、一歩進んだ、一歩進んでいるかどうか分かりませんが、やっているいろいろな村とか、そういったところも数は少ないわけですし、やるのであれば、先からスタートしていかれるということが、みんなの、

住民もやる気も出てくるような、そんな気がしておりますので、ぜひとも住民一人一人に、CO₂削減はこうだよという、そういうのは皆さん知っていると思いますが、具体的に知らない人も結構いるので、そういう啓蒙をしていただくためにも、このことを考えていただきたいということで、前向きにお考えいただくということをお聞きしましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 高橋良二君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

私は、1問だけ質問させていただきます。

議員報酬について。

朝日村村議会選挙では、前回、前々回とも無投票でした。全国的にも議員の成り手不足が問題になっています。また、町村議員立候補には、今まで不要だった供託金15万円の納付が必要です。供託金没収点は、有効投票を議員定数で割った数の10分の1です。選挙候補者のポスター制作や街宣車に係る経費、また、ビラ配布も1,600枚まで公費で負担ができるようになりましたが、成り手不足は選挙費用だけの理由ではないと思います。

朝日村も55歳以下の議員報酬を上げてははいかがでしょうか。生坂村村議会選挙では結果が出ています。無投票を避けるためにも、お考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 高橋良二議員の質問にお答えいたします。

全国的に議員の成り手不足が問題視されております。また、無投票を避けるためにも、朝日村も55歳以下の議員報酬を上げてはという問いでございますが、生坂村では若手議員に報

酬を上げる改革もあって、選挙戦になりました。最近では、喬木村村会議員の選挙で2名定員割れが発生しております。池田町では、議員報酬の議論が今まさしくされているというような報道もございます。成り手不足と議員報酬には、関連性もかいま見ることができると思っております。

しかし、すみませんが、しかしです。無投票を避ける、定数割れを避ける、成り手不足の解消、そのための改善策として、一足飛びに議員報酬を上げるというのは、そういうご意見でございますが、ちょっと私には抵抗感がございます。成り手不足解消のためにどのような活動をしているのか、きたのか。報酬を上げる議論にしても、上げる対象をどうするか、また、上げ幅はどのくらいになるのか。そして、一番大事な村民の声等、そういった機運は高まっているかなどなど、検討や議論のステップが、まだまだ私は必要と思います。

そういった議論が進んでくる中で、要望書にまとめていただいた内容をよくみんなで精査をさせていただいて、そして、朝日村特別職報酬等審議会という審議会がございますので、そちらにお諮りをするというのが手順だと思っておりますので、そのような、もう少し機運の高まりが必要じゃないかというふうに私は思っております。

決して、議員報酬をどうする、こうするという議論に対して、私は否定的なことは思っておりませんので、議論を今後深めていってもらいたいというふうに思います。

簡単ですが、以上です。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 大変貴重な意見、ありがとうございます。

確かに議員同士でも、まだこの問題は話してはおりませんので、次回またこの問題を取り上げさせてもらって、またちょっと深掘りをしたいというふうに考えておりますので、以上で質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩を取ります。

再開を10時15分からいたします。

休憩 午前10時 分

再開 午前10時 分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、1問質問をさせていただきます。

新型コロナワクチン接種事業についてでございます。

連日新聞等でも、接種事業については、国・県の動きはマスコミで報道されておりますので、動きについては皆さんよくご承知だと思いますが、一応、当村の接種の状況についておさらいをさせていただきます。

当村における新型コロナワクチン接種は、先月5月8日から65歳以上の高齢者接種が始まり、対象者1,468人のうち1,343人、91%の方が接種希望をされ、6月7日現在で、1回目の接種が済んだ方が835人、62%、2回目接種済みが365人、27%であり、7月中旬までには対象者全員の接種が終了の見込みとの報告をいただきました。

他の市町村で見られる予約上のトラブルや接種会場での混乱もなく、スムーズにワクチン接種が受けられ、接種に携わる医師や看護師及び関係スタッフの皆さんのご努力に深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。そして、何より、ワクチン接種事業の仕組みと体制構築に強力なリーダーシップを発揮されている小林村長をはじめ行政当局の方々のご尽力とご労苦に対し、心より感謝を表する次第であります。

今後の予定として、高齢者以外の12歳から64歳の村民の皆さんの接種は、6月初めに接種クーポンが全員に送付され、基礎疾患のある方から優先接種を始め、基礎疾患のない方への接種も地区別に順次接種を行い、全接種対象者4,078人全ての村民への接種を10月中旬までに済ませる計画とのことであり、コロナ禍以前の安心・安全な普通の生活環境が取り戻せるめどが見えてきて、大変心強い限りでありますし、村民の皆さんも安心していることと思っております。

そこで、幾つか気になる点を質問させていただきます。

1つ目、接種計画は理解いたしましたが、必要なワクチンの入荷が接種計画に見合った回数、人数分が確実に入荷するめどはついているのかが気にかかります。今日の新聞でも、ワクチンが入荷されるのを制限されているというところも記事にございました。

4月30日の臨時議会の村長の挨拶の中に、1箱975回接種分が入荷し、5月8日から接種を始めますとの内容がありました。その後さらに、ワクチンはどのくらい入荷してきているのか。6月7日現在では、1回目、2回目接種者が1,200人ですから、当然4月30日以降も入荷してきていると思われま。

いずれにしても、今後の接種計画に沿って、10月中旬までのワクチンの入荷の現実を伺います。そして、そのワクチンは全てファイザー製かモデルナ製かも併せてお聞きしたいと思ひます。

2つ目、接種は順調に計画どおり進んでおりますとのことですが、接種当日のキャンセルや問診で接種不可となるなどで、当日ワクチンが余ってしまったことはなかったか。もしあったとしたら、そのときの対応はどのようにしたか。また、なかったとしても、今後発生した場合の余剰ワクチン接種の対応はどのように考えておられるのか。この辺の報告は、あまり詳しく聞いていないものですから、お聞きさせていただきます。

3つ目、既に医療関係者の優先接種は済んでいることと思ひますが、高齢者介護施設従事者や教職員、保育士等、感染により業務に影響が出ることを予測される対象者への優先接種について、当村としての独自接種計画は考えられておられるのか。その場合、勤務者によっては村外からの勤務者もいるが、接種対象者はあくまでも村内居住者のみになってしまうのか、その辺についてもお伺ひしたいと思ひます。

4つ目、6月8日から全国で職域接種の申請受付が始まり、県内では5企業と1大学、つい昨日の話では13企業と2大学ですかね、が申請されたとのこと。今後、朝日村民の中でも、職域接種該当者が発生することも考えられますが、該当者の把握及び接種クーポンの扱いや接種済証発行などの処理について、企業や大学等との連携はどのように考えておられるのか。

以上、質問させていただきます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、私から、清沢議員ご質問の新型コロナワクチン接種事業について、現在の状況だとか、ご質問の中身についてお答えさせていただきます。

まずは、村民の皆様にご理解をいただきまして、現在、順調にワクチン接種が進んでいることをご報告させていただきます。

清沢議員のおっしゃるとおり、朝日村の65歳以上の対象者は1,468人いらっしゃいます。これは5月8日から、古見から西洗馬の順で、接種可能人数分の接種券を地区ごとに順次発送して行う朝日村独自の方式によりまして、毎週土曜日と日曜日に集団接種を実施しております。この方法につきましては、早く接種をしたい方についてはお待ちいただくことになってしまったことが、大変申し訳なく思っているところではございますけれども、皆様のご理解をいただきまして、順調に接種が進んでいることにつきましては、大変お礼を申し上げます。

そして、ワクチンにつきましては、朝日村で接種するワクチンは、65歳以上、また、これから始まる64歳以下の皆さんにつきましても、全てファイザー社製のワクチンとなります。入荷につきましては、4月30日に1箱、その後2箱が届き、これで65歳以上の希望者全員分についてのワクチンは確保できました。64歳以下のワクチンですけれども、6月末に2箱の配送が確定しております。また、先日3箱要望いたしましたので、これが届くと、64歳以下の方が全員接種できる分のワクチンが確保される計画となっております。これらの要望しているワクチンが全てファイザー社製でございます。

そして、キャンセルで発生したワクチンの余剰分への対応ですけれども、キャンセルや当日接種できなかった方が数人出たために、ワクチン接種の業務をしている医療職などの方へ余剰分は接種をさせていただいております。そのために、ワクチンは廃棄することのないように対処させていただいております。今後も、キャンセルや接種できなかった場合が想定されますので、予約の際に、いつでも接種ができる方をあらかじめ把握させていただき、キャンセルがあった場合に接種をお願いするようにしております。

続いて、業務に影響が出ると予測される対象者の優先接種につきましては、当初、ワクチンが確実に届くことが不明確でありましたので、65歳以上の村民の方を優先して実施してきておりましたが、現在では、村内の老人入所施設、ここに勤める職員の接種は全て終了いたしました。

なお、今後もワクチンが予定どおり届くことを想定しておりますので、これからは介護施設従事者、教職員、保育士、訪問職員などへの接種を、村民の皆さんの接種に影響が出ない

ように、予約に余裕が出た日から順次実施することとしております。その際、居住地が村内外関係なく、村内の施設に勤務されている方は朝日村で接種をしていただくこととなります。

次に、職域接種が行われた場合、接種券や接種済証の扱いについてはどうなるかということですが、まず、村が企業や大学との連携をすることはございませんが、職域で接種をする場合、朝日村で発行した接種券をその接種会場で使用していただくことになり、また、接種済証もその会場で受け取るようになりますので、6月中に発送する接種券はその接種券を使っていただくこととなりますので、なくさないようお願いをしているところでございます。

そして、朝日村の65歳以上の接種は、7月18日に完了を目指し、順調に接種が進んでおりますので、これから今週中に、16歳から64歳までの皆さん全員に接種券を送付いたします。今度は西洗馬から古見の順で、基礎疾患をお持ちの方から順次予約を受け付けてまいります。7月上旬から10月にかけて、希望する方全員の接種が完了するように現在事務を進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

ただし、12歳から15歳までの接種方法については現在検討中でございます。そして、接種券を現在印刷中でございますので、接種券が完成次第、また計画がまとまりましたら、皆様にお知らせするとともに接種券を発送してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

1番目のワクチンの入荷状況、ここが本来、計画ありきで進んでいったとしても、ワクチンが確実に入ってくるかどうか。たまたま今回は、今日の新聞にもそんな、遅れがちだというようなニュースもあったものですから、ちょっと心配になりまして確認をさせていただきましたが、6月末に2箱、それから、あと3箱注文してあるようですから、それで全て朝日村の該当者分はありますと、こういうことですので、安心をいたしました。

それから、もう一つの余剰ワクチン、集団接種会場での対応、これにつきましては、関係者へ余ったときに数人、実際に早期に接種をしていただいたということなんですが、ちょっと確認したいのは、個別接種のときに、個人医でやっていただいたと思いますが、そのときの余剰ワクチンが発生したようなときはどんな対応をされていたのか、把握されていたら、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、お答えいたします。

朝日村では集団接種だけを行っておりますので、個別接種、これは三村先生のところしか朝日村はありませんけれども、個別接種は今実施しておりませんので……

〔「老人福祉施設」の声あり〕

○住民福祉課長（上條浩充君） 老人福祉施設の関係ですかね。老人福祉施設につきましては、人数が先に確定しておりますので、その端数分については、全て集団接種会場で賄えるように調整をさせていただいておりますので、余りというものがございませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 了解しました。高齢者施設全て対応できているということですので、安心をしました。

それから、もう一つ、私のほうでちょっと気になっていたのが、先ほど、朝日村で集団接種している中で、本来は居住者のみが該当というふうに捉えていたんですが、朝日村の村内に勤務している人たち、村外から勤務している人たち、この方々も全部対象としてやってもらっているということについて、非常に危惧していたんですが、全員これも対象者として接種ができていると、あるいは、これからもやりますということですので、これについては非常に安心をいたしました。

ついでには、小林村長に伺いたいと思いますが、県の集団接種も始まったり、それから、企業・団体での職域接種や大学接種も、急激に今、拡大をされてきております。そして、各自治体の枠を超えて、幅広くワクチン接種が早期に受けられる環境となってきました。

こうした現状を踏まえて、今後、自治体の居住者対象の壁を越えて、早期にワクチン接種拡大に向けて、松塩安筑、いわゆる広域連合、ここにおいて、あるいは松本保健所圏域に連携を取って、余裕のある接種会場での広域居住者の接種予約、こういったものを可能にさせていただきたく、松本広域連合理事者会において、ぜひ村長から投げかけをいただきたいと思います。いかがかと。特に合同庁舎での集団接種は、平日、自治体発行の接種券を持って持参すれば誰でも接種できると、いわゆる広域圏の人たちですね、年齢に関係なく接種でき

る。

また、個別接種においても、当村から山形ですとか松本、塩尻、こういったところに通院している村民がいらっしゃると思いますが、そういった病院でも、地域の壁を越えて接種が受けられるなど、弾力的に早期接種者が増やしていける運用を、ぜひ広域連合圏域内、あるいは保健所圏域内、こういったところで対応できるような仕組みづくりというのをご検討いただけないか。こういったのを、ぜひ連合の理事者会で話題になるように、小林村長から言っていただければありがたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のご質問にお答えします。

幾つかステージがあると思います。まず一つは、企業が始める職域というやつですね。そのために、多分職域が始まるということを想定して、朝日村の場合には、ずらして接種券を今まで高齢者の場合は配付しましたけれども、今回は一斉に配付します。これは、ですから、12歳はまだ時間かかりますけれども、16歳から64歳までは一斉に流すというのは、これから広域圏、または職域で始まった場合には、その接種券が必要になりますので、今回やるということですから、そのようになっていってもらえば、逆にありがたいと思います。

それと、もう一つ、松本圏域で云々というのも広域圏になるとと思いますが、今、各自自治体が第1回目のやつをやるのに精いっぱいなものですから、それ以上、職域以上にどの程度広がるかは、ちょっとまだ想像が付きません。

ですから、話をもう一回整理しますと、職域でやるためのはどんどんやってもらってもいいですが、行政としては把握できません。例えば大企業で始まったとしても、それを持って行って、私やったよというのをまた自治体にフィードバックしてもらおうというような作業が必要になると思います。

それと、もう一つ、このワクチンの接種は今回限りじゃなくて、ずっと何年も続きます。今、ファイザーなもので、マイナス70度だか80度にしないと駄目だ、または振動を加えちゃいけないということで、非常に取扱いが難しいんですが、今度は常温のワクチンが出てきますと、例えば各病院で打てるようになるでしょうし、三村先生のところでも打てるようになるでしょうし、今のインフルエンザと同じような形態になってくると私は想像しています。

ですから、今は何しろ、第1回目を全国民に打つという段階においては、もし広域圏で長

野県がどこかに基地をつくるぞといえ、それに乗っかっていくということだけしか、今のところは私は言えないですけれども、そんな答弁しかありませんが、よろしくお願いします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 突然のお願いといえますか、そういう対応の話なんです、そうはいっても、これだけ職域接種、それから大学等、それから、いろんな団体、中小企業団体だとか、そういったところもどんどん今、早期に接種をしよう、それが関係会社を含めて、もしかしたら今度、家族も含めて、こういうことがどんどん進展していくんじゃないかというところを非常に私としては考えていまして、そうしたときに、今村として組んでいる接種スケジュールの中で、該当者に接種券、一度に全部配付は、今回からするんですけれども、そのときに、職域接種でワクチンを接種したとか、ほかのお医者さんで接種したとか、そういうような動きをどう把握するかというのは、今からちょっと予期しながら仕組みをつくっておかないと、案内はしました、でも、報告がちゃんともらえるようなシステムにしないと、後フォローができていかない、そういうことと、どのくらい村の中で接種された人がいるかというのは、きちっと行政で把握しておかなきゃいけないということが出てくると思いますから、その辺の仕組みは、あらかじめ検討してつくっていただければと、そういうふうにあります。

あと、先ほどお願いした広域圏の運用の件は、そうはいっても、お医者さんで接種したい、個別接種したい、その場合、今、先ほど課長からも話ありましたように、朝日の中では1軒しかないものですから、外のお医者さんとか病院に通っている村民はいっぱいいますので、できたらそういうところの予約が取れて接種ができる、少なくともそのくらいのところから始めて、広域圏で余裕のあるところが、広域圏の中に居住する人たちも早期接種が受けられる、こんなような仕組みづくりも、話題に上げていただくこともベターじゃないかなというふうに思いますので、そこはぜひ期待をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、早く接種を受けた人たちをどんどん増やしていくと、こういうことが一番の狙いだと思います。回答いただいて、朝日村におけるワクチン接種、こういった事業が、ほかに先駆けてスムーズに展開されていることは理解をいたしましたし、安心をいたしました。いずれにしても、一人でも多くの接種済者を増やして、新型コロナウイルスに悩まされない安心・安全な普通の生活環境を取り戻していけることが一番だと思います。引き続き、接種事業に携わる行政当局と関係各位のご尽力に期待をさせていただきます。

もう一つ、ちょっと懸念するのは、やっぱりマスコミで話題になっているのは、ワクチンの接種を受けられなかった方、事情がいろいろあると思います。その差別問題が、今話題になってきています。以前は感染者の誹謗中傷の防止を呼びかけておりましたんですが、今後は、ワクチン接種済証がないからといって、いろんな差別の扱いが懸念されておるといふ動きが今少しずつ出てきています。行政としても、事前にこういったものに対する啓蒙をどのようにしていったらいいのか、どういった現象が出てくるのかと、なかなか難しいと思えますけれども、そういったものに対する啓蒙活動、こういったものの検討をしていただければありがたいなと思いますが、今行政としては何かお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 実は今のようなことを、今当局の中で最近話題にして、今検討に入っています。例えば役場職員の中でも、病気があるもので受けられないだとか、真つ当な受けられない理由がある人ですよね。ですから、そういう人をどのようにしていくかということが課題だと思うんですけれども、まさに今議論をしています、誹謗中傷が起きないようにね。ただし、そういう感染リスクが高い人を、じゃ、本当に村民対応の窓口においていいのかということになれば、またこれも別の話になってきます。ですから、もしかしたら配置替えが必要になるかもしれないし、非常に悩ましいところで、今検討を始めました。

それが結局いじめになってもいけないし、誹謗中傷になってもいけないんでというところがポイントだとは思いますが、今まさしく議論を始めておりますので、またおいおい、村民に対するアピールをどうするかということも含めて実行していきたいと思えます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

個人情報保護、あるいは配置転換とかいろいろについては、取る人によってはパワハラだとか、いろいろ差別化を感じる人も出てきます。いずれにしても、非常に難しい扱いだと思いますけれども、やっぱり該当者の納得性とか理解、こういったものを考えながら、こういった対応については、ぜひこれから対応を考えていただきたいな、今取組をしている最中だと伺いましたので、よろしいかと思いますが、ぜひそんなところをよろしくお願ひしたいと思えます。

また、12歳から15歳ですよ、この方の対応について、計画の中には12歳から64歳と表示はされていますが、そうはいつでも、やっぱり12歳から15歳、今検討中だというふうになっていますので、この辺も見解はある程度は明らかにしながらも、12歳からという通知が出ていますから、村民に対しても、ここをしっかりと説明していただきたいなというふうに思います。

早めに、とにかくワクチン接種者を増やして、新型コロナウイルスに悩まされない生活環境、こういったものを早期に村民の中でも確立していくということに対して、また行政の皆さんのご尽力に期待をして、私の質問は終了させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

1問目です。国の方針である2050年温室効果ガス排出量ゼロに対する当村の進捗状況はあります。

この温室効果ガス問題は、今や世界中の若者の間でも重大な社会問題であるとして取り上げられ、もはや見過ごすことはできません。もちろん、我が国においても世界に向けて宣言をし、各自治体、企業、大学等も積極的に取り組み始めています。国、大企業レベルでは、電気自動車、水素エネルギー等の開発が期待されるようですが、今私たちは、自分の村で何ができるかが求められていると思います。

そこで、提案です。脱炭素社会に向けて今何が必要かという理念の啓蒙、そして、これからやるべきことをいわゆる見える化し、村民に、特に小学生に、具体的に村が取り組んでいること、また、皆さんにお願いすることとして示したら、いかがでしょうか。

ここで、私の過去の質問の中で取り上げた何点かをお聞きしたいと思います。

1、県の小水力発電の調査の結果、2、開村130周年記念で植えた木の管理と成長具合は、

3、剪定木処理のウッドチップパーの効果は、4、ごみ削減のためのコンポスターの設置状況は。

以上であります。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、高橋廣美議員の提案についてお答えをいたします。

ご提案の内容ですが、自分の村でゼロカーボン対策として何ができるか。そして、脱炭素社会に向けての理念を明確化し、啓蒙を図り、それを見える化したらどうかという内容でございます。

先ほどの上條俊策議員の折にも若干触れましたが、朝日村では国や県のゼロカーボン施策について、同調は今までしてきた。しかし、あくまでも受動的な取組であったというふうに思っています。いよいよゼロカーボンへの取組も具体的なテーマが挙がってきておりますので、ここで体系立った進め方を明確にする時期と捉えております。

仮称ですけれども、やはりビジョンを示すということだと思っておりますので、朝日村ゼロカーボンビジョン、仮称ですが、そういったもので、基本的な考え方や具体的な進め方を示していきたいと思っております。

今、ビジョンの関係では、朝日村の人口ビジョンがあつて、そして、最近では観光ビジョンがあつて、今現在、農業ビジョンをつくっています。ですから、それに合わせて、こういったゼロカーボンビジョンというものにまとめて、村の方向性を示していきたいということをお願いいたします。その他、具体的な内容については、担当課長より答弁をさせます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、高橋廣美議員のご質問の国の方針である2050年温室効果ガス排出ゼロに対する当村の進捗状況につきまして、建設環境課からは1番、3番、4番につきましてお答えさせていただきます。

先ほどの上條俊策議員のご質問での答弁でも申し上げましたとおり、国と県では、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められております。朝日村では、昨年3月に計画した朝日村第3次環境基本計画に基づき、先ほど村長が申し上げましたとおり、国と県の計画に

沿った朝日村ゼロカーボンビジョンを今後作成し、高橋議員のご提案のとおり、脱炭素社会に向け、村民一人一人ができることを周知して、温室効果ガス排出ゼロを目指していきたいと考えております。

それでは、1番ですが、小水力発電につきましては、県が行った調査結果につきましては、現在、流量観測が終了し、データの取りまとめを行っているとの報告を受けております。データの取りまとめが終わりますと、発電計画の基本事項の検討に進んでいくこととなります。また、この小水力発電事業の実現のためには、地権者をはじめ関係機関から理解を得ることが大前提ですので、可能な範囲で村として協力していきたいと考えております。

続きまして、ウッドチップの効果につきましては、現在、ウッドチップの利用に82名の方が登録いただいております。令和2年は、途中機械の修理はありましたが、22件の貸出しがあり、前年比プラス6件で、総排出チップ量は約45立米、前年比8.5立米増えました。令和2年、収集した剪定木の量は約16トンでありまして、前年比2トン増加しております。この要因としましては、コロナ禍で各家庭での庭の片づけを行ったことなどが影響したと思われる。

また、チップ利用者の方は、ごみに出す規模以上の木材の処理を行っているため、今後は剪定木ごみへの影響が少ないと思われまますので、家庭から出る剪定木の減少に対する対応が課題となっております。

続きまして、コンポスター、生ごみ処理機の設置状況につきましては、過去5年の補助申請の数を見ますと17件であります。平成28年に3件、平成29年に4件、平成30年に4件、令和元年に4件、昨年、令和2年に2件の申請数でした。今後は、家庭ごみの排出量削減、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組の一環として、生ごみ処理機補助を周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、私からは、高橋議員ご質問の2の開村130周年で植えた木の管理と成長具合はについてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、開村130周年記念事業の一環としまして、三俣森林公園作業棟前の三区生産森林組合の山林にカラマツを植林いたしました。現在の成長具合でございますが、職員により順調に成長している状況を確認しておりますが、管理につきましては手入れが行

き届いていない状況でございます。本年度予算におきまして、下草刈りを行う予定となっております。

そこで、議員ご提案のとおり、未来を担う子供たちに村が取り組んでいることを示し、森林の持つ役割について学び、作業体験などしてもらうことは、温室効果ガス問題を理解する上で非常に効果的なことだと捉えておりますので、小学校や関係機関等と連携しながら、また、これら以外のものを含めて推進してまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 今、1から4までお答えをいただきました。

まず、1の県の小水力発電、これは土地といいますか、場所を提供するというようなことはその後になりますが、データの取りまとめ、それから可能かどうかという、この辺は状況を見て……

○議長（北村直樹君） 高橋議員、マイクに近づけて発言をお願いいたします。

○5番（高橋廣美君） 県の調査の結果を見て、また検討をするということによろしいかと思えます。

それから、ウッドチップパー、これは期待以上に、もう少し剪定木が廃棄物としての、自分の家で処理できているのかなと思ったんですが、この辺ももう少し、一連の環境問題という部分で、啓蒙・啓発というふうな部分の中に入れてもらえばいいかなと思います。

4番も同じであります。もう少しコンポスターを利用して、環境に配慮した、家庭の周りですね、この辺にも配慮してくださいという、これも啓蒙の中に入れていけばよろしいかというふうに思います。

2番目の開村130周年で植えた木の管理と成長ということで質問しました。現在、成長はしていると、管理が行き届かないという部分でお答えをいただきました。ここで、やはり小学生が植えた、そこがどうなっているかということと、植えた意味はどういうことかということで、環境教育の一環として、そこは取り上げていってもらえれば最高だというふうに思えます。

ここで一つ、今の2番の関連になるんですが、温室効果ガス削減、いわゆるカーボンニュートラルの中で、当村の強みというような部分で、森林の二酸化炭素の吸収力、そういう吸

収源があるという、この辺をしっかりと啓蒙していただくということと、そこに手を加えるということをやっただけであればいいかなというふうに思います。

というのは、例えば50年生の杉とかあるとしますね。これが1本で、約150キロの炭素の吸収力があるというような計算でいきますと、例えば、自家用車1台で出すCO₂が2,300キロだと。杉1本が150キロ、これを割りますと、160本の杉が二酸化炭素を吸収する力があるというような試算もあるわけです。このような試算も含めて、徐々に出ていますので、この辺も計画の中に入れながら、先ほど私申し上げた見える化という中で入れていただければ、より分かりやすく、みんなに浸透するかなというふうに思います。

そんなことで、ぜひこれは森林、ただ放っておくのでは、あまり吸収力がないそうです。やはり、しっかり整備ができた、そういう森林に仕上げていかないと、しっかりした吸収はできないというふうに言われていますので、こういった考え方があります。この辺について、しっかりやっていくんだというふうなことはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 森林が吸収するCO₂、これがどのくらいというのは、あまり今までも真面目に考えていなかったということかと思います。先ほど申し上げましたビジョン、いわゆるゼロカーボンビジョンの中に、啓蒙の意味でも、そういったこともちょっと、かなり色濃く盛り込んでいくべきかと改めて思いました。

それと、やはり森林への手を入れなくちゃ、その効果につながらないというところが、私、ポイントだと思いますので、今、いろんな意味で、森林に関するテーマに取り組んでおりますので、そちらとの連携も含めて考えてみたいと思いますので、そんな答弁でよろしいでしょうか。しっかり考えていきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質疑はございますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

先ほどの上條議員のも併せて、朝日村ゼロカーボンビジョンということで、村が積極的に取り上げるということで、ぜひ、私どもも協力しながら、頑張ってやっていければなというふうに思います。

1 問目の質問はこれで終わります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

野俣沢キャンプ場の環境整備についてであります。

指定管理者も決まり、県内屈指の景観を誇る野俣沢キャンプ場がオープンし、順調にスタートすることとなりました。ゴールデンウィークも、コロナ禍ではありましたが、多くのキャンパーが訪れ、豊かな自然を満喫しておりました。

しかしながら、子供連れの家族からのクレームです。トイレ何とかならないのでした。非日常を求めて来るキャンプ場でも、トイレの非日常はいただけません。期を同じくして開場した近隣のキャンプ場のトイレはととてもすばらしく、担当者も、トイレは大事ですよと言っていました。洋式の新しいトイレにするべきではないですか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、高橋議員2問目のご質問の野俣沢キャンプ場の環境整備について、洋式の新しいトイレにすべきではないかということのご質問について、お答えいたします。

現在、野俣沢林間キャンプ場は、コロナ禍ではございますが、議員ご承知のとおり、休日には利用客が訪れまして、大自然の中で楽しいひとときを過ごされております。議員ご提案のトイレの洋式化につきましては、ファミリーや女性がキャンプ場を選ぶポイントに、トイレの清潔さや設備の充実を求める利用者が多く、和式を利用できないお子さんがいるファミリーは、安心して利用できる設備のあるキャンプ場を選んでくるようでございます。また、春先には、指定管理者よりも洋式化の要望があったのは事実でございます。

現在、キャンプ場のトイレには、大便器用で6基の和式トイレがございまして、8基の洋式トイレがございます。現在トイレは、管理棟のところとその中間点、そしてその奥ということで、3棟、トイレというものは設置されてございます。そのうちの6基が和式、8基が

洋式トイレというふうになってございます。設置場所によりましては、特に管理棟のところにつきましては和式トイレしかないというところが、多分お客様の意見があったのだと思ってございます。

今後は、洋式トイレがないわけではないですので、その点も踏まえながら、利便性を図るため、トイレ使用の状況を踏まえながら、前向きに検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ぜひお願いしたいと思います。

洋式トイレといっても、やはり近隣の洋式トイレは、本当に最新式の、いわゆるウォシュレットといいますかね、そういう、温水というんですかね、そういう一般家庭にある、中クラス以上のやつが入っていました。ですから、やはりその辺も含めて、今ある洋式が決していいとは思わないので、それも含めて、できれば全面的に新しくしてもらえればいいかなと思います。

先ほども課長が言っていました、せっかくいい自然環境の中にあるキャンプ場です。ぜひトイレが完備して、やっと、いい自然環境の中でのキャンプが楽しめるということになると思います。ぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問質問させていただきます。

この質問の背景をちょっと前置きで説明させていただくと、平成24年、25年頃、外国資本

等による水源林、もしくは森林の購入等のことが話題になり、当村もそれに対して対応しなくちゃいけないと、そんなような中で質問したことがあります。

最終的な質問のとき、行政からは、いや、大尾沢の水源林は保安林になっていると、だから、十分に森林は擁護されているというような話を聞いて、それならばいけるのかなと、そう思っていたんですけども、実際詳しく調べてみますと、保安林になっているところは、第2水源地去る途中の山道の一角の崩落を伴いそうな、そういう箇所が保安林になっているということで、確かに標示板等についてはついております。

そんなことで、図面上というのか、公図上では164ヘクタールぐらいあるのに、そこは約2ヘクタールぐらいだと、大変なことだなというふうなことで、急遽この質問をさせていただき背景になりました。どうぞよろしく申し上げます。

大尾沢水源林の公的管理は、朝日村簡易水道は大尾沢の湧水、西洗馬外山沢の伏流水、船ヶ沢の河川水が水源となっており、87%が山林で占められている当村の簡易水道の特色となっている。水源の周囲環境では、大尾沢は、広大な私有林の立木類が涵養機能を担い、おいしい湧水を村民に提供している。西洗馬外山沢の伏流水は、公有林化された取水箇所から西洗馬区民に給水されている。船ヶ沢の河川水は、村有林を源流とし、3区森林組合の森林を経由し、プライムスキー場西側の取水施設を経て大尾沢浄水場に送水され、大尾沢湧水が給水不足になると補給配水する体制が取られている。取水源である大尾沢の湧水は、私有林内の第2水源地去るで取水され、林道に沿って埋設された送水管で麓の浄水場に送水され、各戸に給水されている。

朝日簡易水道の最大の課題は、私有林を水源林としており、将来にわたって持続的な安定性のある水道事業が展開できるか。大尾沢林道愛護会のご厚意にすぎっている現状から脱皮し、公有化を図って、安全・安心な水源林の確保が必要では。世界的にも様々な水問題が浮上してきており、早急に対処しておかなければなりません。

森林地権者の皆様と調整等、行政力を発揮する場が随所に発生することになりますが、行政の取り組み方をお伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、林 邦宏議員のご質問の大尾沢水源林の公的管理につきましてお答えいたします。

村内の水道施設の公有化の進捗につきましては、大尾沢第2水源地、御馬越水源地、船ヶ沢取水施設の3施設を除き、全て公有化されております。大尾沢第1水源地と導水管埋設地は、公有化に向け、現在分筆、所有権移転の登記業務を進めているところでございます。また、大尾沢第2水源地からの導水管につきましては、当時の図面や現地調査などにより、沢沿いの赤線の下に埋設され、浄水場に送水されていると思われま

す。公有化されていない3か所につきましては、船ヶ沢取水施設は、土地の売買は終了しておりますが、現地が地図混乱地であるため、公有化が難しい状況ではあります。公有化を進めていく考えでございます。

大尾沢第2水源地と御馬越水源地につきましては、公有化に向け、地権者との協議を行っているところでありますが、まだ合意に至っておりません。現在は、地権者と土地賃貸借契約を交わし、賃借料をお支払いしている状況であります。

林議員の言われるとおり、安心・安全な水源地確保のため、地権者との協議を継続し、ご理解を求め、公有化を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、ご回答いただきましたけれども、まず、即できることをやっていったほうがよろしいんじゃないかというような思いがござい

ます。要するに、大尾沢水源林は、現在何も規制がかかっていないというのに等しいというふうに私は理解しております。そういう中で、やはり即、規制がかかれるというと、保安林に指定すれば、やはり保安林の中に森林の涵養機能の維持という、そういう項目もありますから、そういうことで対応して、これについては何の、地権者の方からも、それに対しての対応は、素直にというよりも、同意していただけるんじゃないかなと思っていますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） 林議員の2回目のご質問にお答えいたします。

保安林の指定につきましては、議員おっしゃるとおり、水源涵養の保安林につきましては、そういった名目で保安林に指定ができます。それに際しましては、農林水産大臣が指定を行うということになってございます。そういった状況を鑑みますと、それがまた、地権者のほ

うもご理解いただけるということであれば、そういった方向で進めることは可能と捉えておりますが、今後もしそういった話になれば、しっかり県または国等と相談しながら、進められるということは可能でございますということで、今現在申し上げておきます。お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 先ほど、保安林に指定したら、一番地権者の同意も得やすいんじゃないかろうかという、そういう提案をいたしましたけれども、本来はやはり水源林ですから、長野県の水源保全条例に基づいた、最終的には水源林の保全地域の指定をして、そして対応していくのが筋だと思います。

そんなことで、そんなことを言っても時間がかかったり、当然これは交渉する地権者の方もございますし、対応に関しては時間がかかると思いますから、とにかく保安林を水源の涵養の、要するに機能ということで、保安林指定を早急にして、最小限度、約164ヘクタールの領域を、森林域をそういう対応に持って行っていただいて、安心・安全の対応が少しでも早期に実現できるような形で、次の段階に進んでいったらいかかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のご提案ですけれども、非常にありがたいご提案だと私は思いますので、そのように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今、村長から前向きな方針をご答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひそういう対応を取っていただいて、大尾沢の愛護会も今年で53周年を迎えるというようなことで、その中でいろいろ話を聞いてみますと、やはり愛護会の造った林道も、入口から全て公有化して行って対応したらいかかなということで、今現在、毎年春先の水神祭は愛護会が主催しておりますけれども、ぜひそれは朝日村の水源ということにして、そして即、朝日村が主催で、愛護会の役員の人たちがそこに来賓として来られるような、そういう体制を一日も早くつくっていただいて、対応することを願って、私の質問を終了いたし

ます。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

今回、2項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、コロナ禍及び少子高齢化社会における公民館活動について、教育委員会の見解をお伺いいたします。

新型コロナウイルスが村民の日常生活を大きく変えて、2年目を迎えています。大都市では緊急事態宣言が継続され、多くの国民が制約の中での生活を強いられています。そんなコロナ禍の朝日村のこの1年を振り返ってみると、村民生活でも地区のお祭りや、村の多くのイベントや会議が中止となり、楽しみにしていた交流や学ぶ機会を奪われ、村民の中には現在、生活への不安や閉塞感を感じている方も多いと思われま

しかし、こんなコロナ禍にあっても、自治体、企業・団体、個人において、ピンチをチャンスに変えるべく、オンラインの活用など新たな発想の下、課題解決の取組がなされています。その多くは、現状維持に固執せず、手をこまねいているのではなく、活動が制限される中、そのためにできた時間的余裕を生かして、コロナ禍で何ができるのかを模索し、課題解決のため業務、制度、常識、習慣等を見直す中で、新たな取組を行った結果と思われま

当村においても、コロナ禍にあって、懸案の一つである消防団の第3分団の活動停止問題について、多くの時間をかけて検討を重ね、ここに来て村としての方向性が示されつつあります。

同じような問題を抱えているのが公民館活動です。入三分館の活動停止要望問題をはじめ、本館行事の在り方、役員負担の軽減など、多くの問題がここ数年、顕在化してきています。そのため、昨年度は社会教育委員会、公民館運営審議会に2つの諮問がされ、その答申内容が3月号の館報あさひに掲載されています。

そこで、質問をさせていただきます。

1、社会教育法や村の公民館設置条例等で規定されていますが、地域における公民館の役割、朝日村公民館が目指すものは何か、教育委員会の見解を手短にお伺いいたします。

2、昨年、教育委員会及び公民館長から社会教育委員会への諮問は、村民体育祭の在り方についてと分館再編成及び役員体制についての2項目でよろしかったでしょうか。また、答申の内容、要点を簡潔にご説明ください。

3、館報あさひの記事では、公民館ではこの答申を受け、分館長・主事会で検討し、公民館の行事を見直し、役員の負担軽減を図っていきますとあります。答申を受けて、教育委員会、公民館長はどのように受け止め、教育委員会と公民館長との検討会、公民館長と主事との打合せ、その結果を基に、分館長・主事会は開かれましたか。また、何より、答申内容について、入三分館の皆さんへの説明会及び分館役員との話し合いは開かれましたか。また、その後、この問題で、社会教育委員会、公民館運営審議会は開かれましたでしょうか、質問いたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、中村議員の1番目のご質問、地域における公民館の役割、朝日村公民館が目指すものは何かについてお答えをいたします。

初めに、地域における公民館の役割についてでございますが、社会教育法第20条及び朝日村公民館規則第1条には、公民館の目的として、公民館は市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると定めています。

公民館はこうしたことから、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点として、地域に即した柔軟な活動がなされる場所と受け止めております。

以前、栄村や白馬村で起きた地震災害の際に、地域住民の皆さんが、地域の人々が集まる拠点としての公民館を再建することが地域再生の第一歩であると声を上げ、そこから地域再建に向けた取組が始まったとのこと。まさに、公民館は地域の人々のよりどころであります。公民館以外にこのような場所はありません。単なる法制度上の施設というだけではなく、そこに集う人々により、地域の課題を話し合い、文化的・体育的な様々な活動や催物を

通して互いの親睦や交流を図り、精神文化の向上を担う、いわゆる地域コミュニティを形成する場となるのが公民館と考えております。

続いて、朝日村公民館が目指すものでございますが、これについては、村として目指すものとして規定しているものはございませんけれども、朝日村第6次総合計画では、誰もが生涯にわたって学び続ける村づくりを目指すとうたっており、人々が常に学び、自己更新を図りながら成長できる村づくりを標榜しております。それを受けつつ、朝日村公民館は、村民同士の触れ合いや協働的な文化スポーツ活動を行うとともに、住民が生涯にわたって集い学べる環境を整備することで、村の地域コミュニティを構築したいと考えております。そして、分館はその原点であり、村民の皆さんにとって最も身近なよりどころであると捉えております。

これまで朝日村は、長寿を祝う会、お夏まつりや文化祭等の文化行事、地区対抗野球大会や体育祭などのスポーツ行事、各種講演・講習会等、地域コミュニティづくりを目指して、一定の活動を行ってまいりました。しかし、議員ご指摘のとおり、このところの人口減少や地域間のアンバランスが生じており、活動がしにくくなっているのも事実で、一昨年度に組織した社会教育委員会にその点を諮ってきているところであります。

今後は、現状に即した見直しを行いつつ、少子高齢化社会、また、コロナ禍の時代にも即応した新たな公民館活動の構築に向けて検討を重ねたいと考えております。

私からは以上であります。2番目と3番目の質問については、次長よりお答えいたします。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、私からは、中村議員ご質問の2番、社会教育委員会への諮問の項目、また答申の内容について、3問目の答申後の検討会や打合せ、入三分館への説明、話合い、社会教育委員会等の開催の状況についてお答えをいたします。

初めに、社会教育委員会と公民館運営審議会への諮問につきましては、議員お話のとおり、令和元年度は村民体育祭の在り方について、令和2年度は公民館の文化祭編成及び役員体制についてでございます。この諮問への社会教育委員会と公民館運営審議会からの答申内容については重要でもありますので、改めて少し説明をさせていただきます。

元年度諮問の体育祭の在り方についての答申内容は、現在、防災面からもコミュニティの役割は重要であり、地域内のコミュニケーションが希薄と言われる中、村民体育祭は地域コミュニティの醸成につながる有効な事業と考えられます。また、オリンピックの年でもあり、

内容を変えるチャンスになる。分館、地区役員の意見を反映し、見直しを行いながら、村民体育祭は継続することが望ましいとされ、具体的に運営委員の負担軽減、種目・日程の検討を図ることと答申がされました。

昨年度の分館再編成及び役員体制につきましては、社会教育委員会が分館役員、分館長、主事等でございますが、との懇談会を行い、役員の成り手不足や入三分館の厳しい状況を受け入れ、今何らかの方策を講ずる必要があると捉え、検討を図るよう答申がされました。

具体的に運営委員数については、本館からの指示は行わず、それぞれの分館の判断により、役員を選出、業務負担の軽減につながる検討をすること。公民館事業については、分館にこだわらず、今までのやり方に固執しないで、参加者の増員が図れるよう検討をすること、分館再編成については、人口の均一化だけを考えた再編成は地域の活性化を妨げるおそれがあることから、当面は見送りとし、役員選出が難しい場合は、本館とのつなぎ役を設けるなどの仕組みを検討することなどの答申内容となっております。

次に、答申後の打合せの状況です。

入三分館への説明、社会教育委員会の開催についてでございます。

清澤公民館長と教育委員会とは、常に打合せを行うなどしております。分館長あるいは主事との打合せについては、分館長・主事会において答申内容を伝え、それぞれの役割の中で検討を行っております。具体的に分館長・主事会は、昨年度4月当初、体育祭の在り方への答申内容を含む当該年度の事業計画について議題とし、開催をしております。分館再編成及び役員体制の答申内容を含む令和3年度の事業計画、役員を選出については、12月中旬に開催をしているところでございます。コロナ感染対策で実施事業が少なかったこともあり、例年に比べ回数は減っておりますが、必要な時期に開催をしてきたところでございます。

今年度の分館長・主事会は、4月8日に長寿を祝う会の実施について、また本館行事の日程等を議題とし、開催をしております。また、入三分館については、昨年6月17日に入三分館活動懇談会を開催し、清澤公民館長ほか教育委員会が分館関係者や地区長と、入三分館の現状等について懇談を行っております。

今後の社会教育委員会の開催につきましては、コロナの感染状況を踏まえ、公民館長等からの今年度の課題についてなどを議題とし、7月に開催を予定しているところでございます。そのほか、お夏まつりなどの実行委員会や分館役員の研修などは既に実施しており、また、今後もコロナ感染対策を行いながら、必要に応じ行っていく計画でございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ただいま教育長から、地域での公民館の役割、朝日村公民館の目指す方向を伺いました。また、次長のほうからは、答申後の取組状況を伺いました。

公民館の行事や催しの多くが中止になりましたが、伺いますが、逆に、コロナ禍でオンラインなど、何か新しい方法を使って開催を企画したものはありましたか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） ご質問のコロナ禍でのオンライン等を使った開催ということですが、具体的に会議等をオンラインでやった経過はまだございません。これから村のほうも、そういう整備がされてきておりますので、状況によりまして、分館長・主事会等のそういうこともできるかと思えます。

ただ、昨年行いました文化祭等では、オンラインとはいきませんが、映像を流す等のことにより講演会を実施するなど、やれるような対応はしてきているところでございます。以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 私が見るにつけて、社協のほうなんかでは、大分いろいろな催しが、この間行われるようになってきているんですけども、公民館のほうの活動については、先ほど教育長がおっしゃられた、村のコミュニティをつくっていくとか、教育、生涯の、誰にも教育をしていくという観点からいくと、まだまだ行われていない、考えて、コロナ禍でできることがあるように思うんですけども、その辺が行われてきていないのではないかと、いうふうに感じるところでございます。

また、先ほど次長のほうの説明で、6月17日に入三分館の方たちとは懇親をして、実情を把握したと。それから提言がされたわけで、その後の説明が、今の説明ではされていないように思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをします。

コロナ禍の中で、公民館活動がなかなかうまく進んでいないのではないかというようなご発言でございました。私ども、現状維持に固執しているというわけでも、手をこまねいているというわけでもありませんし、また、公民館活動が停止しているということもないと考えております。昨年来、その都度その都度、コロナの状況に合わせて、検討会議あるいは委員会を開いて、活動を継続して行ってきてまいっております。

教育委員会としましては、基本的な姿勢として、コロナ禍の中においても、できる限りの感染予防体制を講じたり、あるいは実施の形を変えたりすることで、村民の皆さんの文化的活動を継続・実施していくという考えであります。

実際、昨年度はコロナ禍の中で、規模は縮小いたしましたけれども、今お話がありましたとおり、野球大会あるいは文化祭の実施を行いました。しかしながら、コロナウイルスというのは命に関わる感染症であると捉えております。感染状況から考えて、村民の皆さんの大切なお命を、ウイルス対策を講じてもお感染を食い止められないような状況の中には置けないと考えて、そのような状況が生じてしまう場合には、やむなく中止の判断をさせていただいてきたところであります。

例えば、先日の6月1日に行われましたお夏まつり実行委員会では、何とか開催できないかと様々な提案をご検討いただいておりますが、最終的に34名の委員の95%を超える皆さんから、今年は中止すべきとのご意見が出され、中止が決定されたという経緯がございます。

公民館事業は、お夏まつり、あるいは体育祭、長寿を祝う会など、そのほとんどが、大勢の人が集まることや飲食を伴うことで成り立つものが多いことはご承知のとおりであります。集団の飲食、あるいは集まることで感染リスクを高めるというのが、今回のコロナウイルスでありますので、現段階では適切な判断をいただいたものと承知しております。

公民館事業は、ワクチン接種などによって感染対策ができた折には、再開するということ是可以します。しかし、失われた命は戻りません。今は、村民の皆さんの安全が確保できる状況になるまでは、その都度、状況を見ながら判断をさせていただくということを考えております。その点についてはご理解をいただければと思います。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、また教育長のほうから説明をお聞きしましたけれども、教育長は、5月の館報で入三分館の分館長の新年度の挨拶を読まれて、どう思いましたか。イベントや行事は減り正直ほっとしている。公民館行事の必要性を感じない1年だった。本年度も分館行事は行わない。令和2年に分館活動の停止を要望した。

活動停止の要望は今年で2回目です。入三分館長は今年で4年目を迎えて、分館長として非常に頑張ってくださいています。私はこの記事を見まして、大変ショックを受けました。教育委員会や公民館や社会教育委員会、それから、一緒ですけれども、公民館運営審議会のほうが総力を挙げて、この分館長の悲痛の声に応えているようには私は思えないんですが、その辺、教育長、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

館報の5月号について読ませていただいております。また、入三分館長のコメントについても承知をしております。また、それを読んでのご感想ということでございますが、私どもも入三分館の現状については、おとしですかね、昨年、役員改選をする前に、1月でありましたけれども、分館長と主事の方がお見えになって、入三分館の現状をお伺いしております。内容的には、分館長の改選時期であるけれども役員の成り手がいない。また、そのために分館長が出せないというお話でもありました。また、公民館の活動も人が少なくなって、また、いろんな行事もできなくなっているのので、停止をしたいという申入れも受けております。

しかしながら、現状の厳しさを受け止めながら、何とか入三の分館の方々の公民館の活動を停止してはいけないと私どもは思っておりまして、何とか解散をせずに、今後も共に活動できる状況はないかということを検討してまいっているところでございます。そのための話し合い、地区の方との話し合いも昨年させていただきました。そして、その方々の切実な状況もお聞きしております。また、それに対して、社会教育委員会において諮問をし、また、入三分館の今置かれている状況について、何とかあまりご負担をかけないような形で対応することはできないかというような状況で、諮問に対する回答をいただいております。

そうした答申を受けて、今、入三の分館のほうにそれをお伝えし、それについて、またご検討を今いただいているところであります。また、それを入三の方々と共に共有しながら、今後また、公民館長を交えて、よりよい方向を見いだしていこうと今探っているところでござ

ございます。ご理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） この間、先ほども話しましたが、分館、消防団の活動については、私も何回か会議に参加させていただきましたし、村のほうからも報告がありました。ところが、教育委員会のほうのご尽力、今教育長の言ったようなご尽力が、あまりこちらに伝わってきていない。館報でも知らされていないし、公民館からの情報発信もされていないようなふうに私は思うわけです。やっぱり教育行政のトップである教育長と公民館の最高責任者である館長、それから実務責任者の主事さんの、やっぱり情熱があつてこそその問題、課題解決だと、私は思います。

伺いますが、村の公民館設置条例では、公民館に館長及び主事のほか、必要な職員を置くとありますが、現在、館長、主事の姿を公民館で見かけることが少ないんですけれども、勤務実態はどのようになっていますか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 中村議員ご質問の館長、また主事の勤務実態ということでございますけれども、館長につきましては非常勤でございますので、常に公民館にいるということはありません。ですので、行事があつたり、事務的な打合せ等あるときにはお越しいただいている状況でございます。

また、主事については、職員が公民館主事ということでなっております、これについても、ふだんは役場のほうで事務をしております。ですので、実際公民館で事務をしているかという、主事についてはしてはおりません。ただ、事業とか行事等ある際には、もちろん公民館へ行って行いますし、対応しているところでございます。

また、現在、コロナのサテライトもありますので、1人、任用職員ではありますけれども、職員が公民館にいるというような状況となっております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） すみません、時間が迫ってきてしまっていて、説明が長いのもありまして、あれですけれども、本当に今の勤務体制でよろしいのでしょうか。

平成29年5月に改正された地方公務員法や地方自治法で、公民館長は非常勤特別職から会計年度職員に移行されました。公民館長が会計年度職員になったに伴い、今までの村の公民館規則や会計年度職員としての職務要綱をつくらなくてよろしいんですか。その辺いかがですか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

○7番（中村文映君） すみません、短めをお願いします。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの中村議員の質問にお答えさせていただきます。

公民館長につきましては、基本的に公民館の行う事業の企画・実施に関わっておりますし、また、当該職員を監督するという意味で、非常勤ではありますけれども、十分にその役目は果たしているというふうに思います。

また、そのための、今法改正が行われたということで、その条例の見直し等については、もう一度検討させていただいて、整備すべきことは整備させていただきたいと、そんなふうに思います。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） そもそも、館長がなぜ特別職から一般職になったのかというところを、総務省のマニュアルがあるんですけども、そこで言っているんですけども、館長が顧問や参与の場合は除いてです。名誉職ですね、除いて、社会教育法第27条の職務、すなわち公民館で行う各種の事業の企画・実施、その他必要な事務を行い、所属職員を監督するには、館長の職は一般職にすべきであると総務省が言っているわけですよ。それを基に改正されたわけですね、今回。

全く同じことが村の公民館規則にも載っていますが、やっぱり、よその行政では、会計年度職員は任期は1年ですよ、会計年度ですから。1年の任期となっているんですけども、そういう点とか、それから、何をさせていただくかということ、会計年度職員ですから、何をさせていただくかということ、やっぱり教育委員会がしっかり検討させていただいて、それを

公民館長にお伝えいただかなければ、公民館長も仕事がしにくいんじゃないかと思うんですよ、どういうふうに勤務していいか、何をしたいのか。また、主事への指示はどうしたらいいのかということが分からないんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

現状で、公民館長が仕事をしにくいというようなお言葉はちょっと伺っておりませんので、何ともちょっと言えないわけではありますが、またそのような状況が生じましたら、見直し等も考えていかなければいけないと考えております。

また、法整備については、先ほど申し上げたとおりであります。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） いずれにしても、教育長がおっしゃったとおり、公民館は大切な場所です。やっぱり社会教育の学校であり、教室だと私は思います。ですから、ぜひ、教育長がおっしゃられた村の掲げる教育に対する、社会教育に対する考えを実現するために、ぜひ制度を含めて検討していただきたい。それが、今村が進めようとしている協働の社会とか、そんなものの基礎になるかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、2問用意したんですけれども、もう一問については、またの機会に質問させていただきます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を取ります。

再開を午後1時半からといたします。

休憩 午前 時 分

再開 午後 1時 分

○議長（北村直樹君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 齊藤勝則君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則でございます。

私は、2問の質問をさせていただきます。

1番目は、ここに書いてあるとおり、職員の報酬と議員報酬のアップということですが、先ほど高橋良二議員のほうからも話があったのでダブるということで、この文章は、私たまたま、ある新聞の中での内容をここへ書いたわけでございますけれども、何も報酬がアップだけの話ではなくて、議会の活性化という意味で、これを挙げたわけでございます。

その中で、これを読んでいただければ分かると思いますので、ある程度省略しますが、3つの質問をしたわけでございますが、1番と3番は、私、大体、先ほどの高橋議員の話もありますので分かりましたので、2番目の、やはり将来を考えると、若い人の新しい感覚で議会というものに臨んでいかなきゃいけない時代に入ってきているなど、そういうことを考えるわけでございます。その点、やはりIT時代の中で生きていくには、私たちのような高齢化は本当に、なかなかついていくことも大変なんですけれども、そういう人たちをどうやって育てていくかということを私たち議会も考えなきゃいけないが、行政のほうもどのように考えているのか、お聞きしたいということであります。

内容は、先ほど高橋良二議員が言ったので、簡単に1問目の質問をお願いしたわけですが、よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、要旨の説明はよろしいですか。

○8番（齊藤勝則君） 要旨は、だから、やはり若手が、まだまだ議会の中で少ないということとを危惧したものですから、そういう点で行政、今後のことを考えて、議会も考えなきゃいけないだろう、どのように考えているかお聞きしたいと。若手の育成ということで、新しい時代を迎えてきているものですから、その点をお聞きしたいと。

ほかのことについては、先ほど高橋良二議員のほうの質問でありましたので、省略したわけでございますが、読んでいただければ分かると思いますので。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私が用意した答弁が全然擦れ違っちゃっておりますが、私もそのとおりだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質疑はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 二度目の質問でございますが、私の過去の回顧にもなっちゃうわけでございますが、私も現在5期半ばですが、まさに今回は命をかけた思いで臨んでいるわけがあります。確かに体力の衰えもあるのは言うまでもありません。そんな中で、5期を通じて感じたことは、現在の議員の質問もしっかりしていますし、また、二元代表制の意義が分かって、しっかり質問している議員さんが多いということで、私は振り返ってみると、非常に活性化しているなど。昔の議会に比べてですね。本当に質問も全てが活性化してきているなどということを、行政も議員も私は褒めたいなど、こんなふうに思います。

ただ、今回こうやって挙げたのは、やはり先ほども言いましたけれども、前には生坂村のこと、喬木村のこともありましたものですから、今回取り上げた、私は何も報酬とか、そういうことじゃなくて、議会の活性化という意味で、ちょっと今回挙げましたけれども、そういう中で、職員のことも挙げてあるわけでございます。

そこで、お聞きしたいわけですが、非常に役場の職員も、コロナ禍の中で頑張っておられます。その中で私が感じたことは、今回、非常に大勢の方が当村へ、募集に応じてきているわけでございます。人事についても、あまり踏み入れたくないわけですが、そういう中で、私たまたま、館報あさひを見たところ、入ってくださった方がほとんど、出身地か何かを書いてありまして、村内の方が一人も職員の中に入っていない、村内出身の行政の職員が入っていないというようなことで、そこら辺について、村内の職員の応募というのはなかったのか。あるいは、職員がどんな専門の学科を卒業してきたか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいなど。それで、一生懸命、今コロナの中でもやっているの、ぜひ職員の報酬も上げていただきたい、こういうことを述べたいと思います。

そこで、村の職員の今の現状、新しい新規の採用の現状について、村出身の人がいないと

というのはどんなふうを考えているのか、ちょっとお聞きしたかったんです。バランスという点で、ちょっとお聞きしたかったんです。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 職員採用の結果を見ると、朝日の人が少ないじゃないかと、そういうことですよ。

これは、職員の採用の募集は公平にかけております。そして、今年は11名、新人職員が入りましたけれども、1人朝日の方がおります。そのほかにも、四大卒の方々も、朝日の方は応募はありませんでした。また、そのほか、会計年度任用職員ということで、途中いろんな方を今お願いをしておりますけれども、そういった方も、大半は村外の人が多いということもございます。ですから、私も、昔、何十年も前は、みんな村の住民が職員をということ、そういう時代があったかと思えますけれども、今はもうそういうことはないと思っております。仕方ないことだと思います。

それと、職員の報酬の件、上げてやったらどうかという非常にありがたいご意見なんですけれども、これはこれでまた、一般的な公務員のそういう給与の制度がございますので、そういった大きな流れでしかしようがないということです。

それと、例えば民間企業でしたら、一生懸命頑張った人、例えば今回コロナで、本当に土日ずっと出ている職員が大半なんですけれども、関係する方がね。そういう人にはボーナスを倍くらい、本当に、民間でしたら多分やるんでしょうけれども、やはりこれは公務員でありますから、その辺は同じということで、現状ではそういったこととございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、村長のほうから気持ちを伝えていただきまして、よく分かりました。

それで、私は今回、やっぱり議会モニターのいろいろなことを議会としては考えている。また、村としては集落支援員、こういうようなことが挙がってきて、制度をつくろうという中ですので、やはり村でなければ分からないという問題というのもいっぱいあるわけです。

地域格差とかいろいろあってね。そういう点でいくと、今年は、私はよそから、広域から来ていただいたことは、それなりにやっぱり開かれてきているということで、新しい意見も入るのでいいなと思っていますが、少し、村出身の職員さんとか、そういう者もないと、やはりこういう自立を進めてきた村の中で必要じゃないかということで、ぜひ今後、そういう職員に対しても、少なかったと、応募もなかったということですので、やはり魅力を感じさせるためにPRとか何かをして、ぜひ行政にも議会にも関心を持っていただくというようなことをやっていただきたいんですが、そういう点について、やはり朝日村の将来を考えると、そういうところにも力を入れていかないといけないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺についてお聞きしたいなと思っております。宣伝をどうしてくれるのかというようなことで。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 採用に当たっては、公平に扱わなくちゃいけないと思っておりますので、村内の人がいれば非常にありがたいと思っておりますけれども、これは致し方ないんじゃないかと。

逆に、当然村で採用をかけることは、広報でも通知しておりますし、またはネット上でも、朝日村の職員募集についてということは、広く公平にオープンになっているわけですから、そういったところを見て、家族の方が、おい、朝日村の役場に勤めてみないかというようなことを、それは家族でもって、そういうようなことがもしあるなら、助言をいただければというふうに思います。

今のところ、村はこれ以上、村外へ出て、大学に行っている人全員に就職しろということもできませんし、言うこともできませんし、今の方法しか今のところはないと思っております。答えになるか分かりませんが、以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 再質問といたしますか、まとめて言わせてもらいますけれども、今村長のほうからも、最善を尽くしていろいろやっているけれども、現状こういうことで致し方ないということで、やはり村内にももう少しPRして、新しい職員、リモートの職員も来てもらって、今、先ほども言いましたけれども、集落支援員とか、いろいろ制度をつくるということは、やはり村内にも問題がある、自立してきた村の中にもそういうことがいっぱいある

ものですから、ぜひ数人でもいいもので、今後行政のバランスを考えていく上で、考えていただきたいということをお願いして、私は、この1番目の質問は終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

旭ヶ丘団地の住宅改修、早期前倒しをとということでございます。ちょっと読ませていただきます。

旭ヶ丘団地の改修・改善計画は、大変ありがたいことだと思っております。計画の中で完成までの仮住まいも考慮されており、とてもすばらしいと思います。

そんな中で、例えば向陽台の団地のように若い方が主体の団地、また、旭ヶ丘団地の場合は、もう既に二十何年という経過がありまして、中にはかなり高齢の方もいるわけでございます。こういう中で、計画を立てていただいてやってもらうということは、住宅の皆さんに聞いてもありがたいという中で、こういうことを言われたのを耳にしたんです。

新しくなったところへ、私が生きている間にそういうところへ、直ったところに入れるかなというようなことで、いや、それは私のほうからも働きかけて、できるだけ前倒しして早く入れるようなふうにはあれしますと。村としては最善を尽くして、今計画を立てていますがということで、ここにも書いてありますが、かなり高齢化の方もいます。できるだけ年齢を考えて進めていただきたい。

朝日村の人口ビジョンを考えますと、旭ヶ丘団地のように早くから住んでいる高齢の方もいますので、ぜひ改修の順番を、そこら辺を気配りしていただいて、やっていただけたらどうかと。若いも若きも、朝日村に住んでいる方は宝だと思っておりますので、どうにかしていただきたいなど。それから、団地内の道路、私もちよくちよく用事で団地内を通るわけですが、ちょっと狭くてよけ違いできないの、もう少し計画の中で、最低よけ違いできるくらいの道路は、あそこの中の道路が広くなならないものか、その辺についてお聞きしたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、齊藤勝則議員のご質問、旭ヶ丘団地の住宅改修早

期前倒しにつきましてお答えさせていただきます。

旭ヶ丘団地の住宅改修につきましては、公営住宅長寿命化計画、また村財政計画に沿って、令和4年度から1年ごと、2世帯が入る1棟を改修していく計画を進めております。改修は居住していない建物から進めさせていただき、完成後引っ越しをしていただき、また、それで空いた住宅を順次改修していきたいと考えております。

4月に第1回目の地区説明会を開催させていただきました。改修計画、ちょっと全員の参加ではなかったんですが、ご理解をいただいたと思っております。居住の順番につきましては、旭ヶ丘地区の皆さんと協議して決めさせていただきたいと思っております。

また、団地内道路の拡幅につきましては、現在計画はしておらない状態です。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからお話がありまして、空いた部屋を仮の住まいにしてもらって、2所帯ずつやっていくというようなことで、中の順番は旭ヶ丘の団地の中で決めてもらってやるというようなことを、私も、たまたまそういう新しいところにあれしてもらえれば、いつ入れるのかななんていう、やっぱりちょっと高齢の方もいたりして、そんな話を聞いたものですから、ぜひ、やっぱり高齢の方たちには配慮していただいて、早めに入るような形をぜひ進めてもらいたい。

そしてまた、もう一つは、団地内の道路もう少し広くできないかというのは、あそこ、コンクリとかいろいろ積んで、結構道路が狭められているというような感じがあるんだよね、斜めになっていたり、土地の関係上そんなのかもしれないけれども。出入りで車が出たり入るようなことをやっている、ちょっとよけ違えなくて、一旦下がったりしているような状態なものですから、そういうところで見ると、向陽台の団地は、ある程度よけ違いできるぐらいの団地内の広さもあるものですから、どうにかあの範囲の中で、工夫できないものかなというようなことをちょっと感じたわけでございます。

そんなことで、ぜひとも、課長も今申されましたが、団地内の方にも私も話しますが、高齢の方から、できれば高齢の住宅から早くやっていただければありがたいなというようなことであります。あそこも二十何年、30年近くなりますかね、もう。ですから本当に、住んでいる方も大分、中には高齢の方もいます。そういう人たちに優しいやり方をぜひ進め

ていつていただきたい。

そういうちょっと言葉を聞いたものですから、最後をお願いいたしまして、私の2問目の質問も終わらせていただきます。

これで、齊藤勝則議員の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は、3問の質問をさせていただきます。

1番目の質問です。

コロナウイルス感染症対策の継続についてでございます。

コロナウイルス感染症が抑えられているように見える長野県で、今の主流は変異株N501Yですが、突然インド株のような変異株が入り込み、感染を拡大させる可能性もまだ残っております。安心はできません。従来株の封じ込めに成功したオーストラリアでも、5月にインド株の感染が拡大して、メルボルン市がロックダウンに追い込まれたというような事例もございます。

コロナワクチンの接種の日本人への効果はどの程度あるのか、関心のあるところではございますが、厚生労働省では6月から、国内で使われている新型コロナウイルスワクチンの効果の検証に入りまして、半年間、感染を防ぐ血液中の中和抗体の数値や持続する期間などを観測するようでございます。

米国などの調査では、ワクチン接種により感染症の発症率が減ることは間違いないようですが、どの程度、どの期間効果があるのか、検証の結果が待たれます。そのため、ワクチンを2回接種しても、それで安心せずに、新規感染の発症がなくなるまで、従来感染症対策を守ってゆく必要があると思います。

朝日村では、5月8日から65歳以上の高齢者のワクチン接種が始まりまして、7月中旬に

は終わります。12歳から64歳までのワクチン接種も10月中旬には終わるようですが、そこで、全国的に感染症が収束するまでは、朝日村のコロナウイルス感染症対策は従来どおり継続いたしますでしょうかというのが1問目の質問でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條浩充君登壇〕

○住民福祉課長（上條浩充君） それでは、上條昭三議員ご質問のコロナウイルス感染症対策の継続についてお答えいたします。

確かに議員ご心配のとおり、朝日村の12歳以上の村民へのワクチン接種は10月中に完了する計画ではございますが、今、感染力が強い変異株がどのように影響してくるのか分からない状態でございます。また、12歳以上のワクチンの接種が終わったとしても、接種をしたくてもできない方や11歳以下の子供たちに接種がされないことから、感染を防ぐためにも、村民の皆様には従来どおり、引き続き予防対策をしていただきたくお願いをするとともに、関係機関と連携して、感染対策を継続させていくようにさせていただきたいと考えております。

そして、引き続き村民の皆様、それから関係機関の皆様には、少し時間はかかりますが、しばらく協力をお願いをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 感染症対策、継続していただくというご返答をいただきましたので、納得しまして1問目の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

協働について提言でございます。

朝日村行政改革大綱の基本方針として、経営と協働による村づくりが2本柱になっております。その1本の柱、協働による村づくりは、慣習や前例にとらわれず、新しい考え方や手法を取り入れる多様な担い手による村づくりを協働で行うと言っています。しかし、協働と

というのは、基本的に村と区、村と地区による協働が主体となると思います。

具体的な提案でございます。各地区で協働の目標を出し、それを実行します。最初は、どんなささいなことでもよいので、実行したら報告してもらいます。少しずつ実行して、協働に慣れていければよいと思います。これを取りまとめるのは集落支援員であってもよいかと思えます。協働に慣れてきたら事例を公表して、他地区においてはそれを参考にしてやってもよいかもしれません。

村と地区の協働ができたとしたら、地区未加入者はいつまでたっても協働はできません。集落支援員は地区未加入者について、戸別訪問をして加入促進を行うと、最初の集落支援員の仕事と言っていますが、これは大変なことだと思います。

地区未加入者については、支払いがネックになっていて、地区費を支払ってまで地区に入るメリットはないと考えている可能性はあります。そのネックを取り外し、地区加入促進策を考えていただきたいと思えます。地区と村は協働するとしたら、村は地区加入者に対して地区費の補助をする(未加入者はそれをメリットとして地区に加入する)。このことを検討してみてくださいというのが2問目の質問でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條昭三議員ご質問の協働について提言についてお答えさせていただきます。

初めに、行革大綱の大きな柱の一つである協働推進についての幾つかの具体的な提案をいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、ご質問の地区費の補助について答えさせていただきます。

朝日村では、令和2年度から行政区画審議会により、地区、自主防災会等、地域組織の今後の在り方について、地域の役員の成り手不足、地域非加入者世帯または地理的に離れている地区加入世帯等により、地区組織等の見直しが課題と捉えて検討してきております。

検討の中では、地区の加入条件調査を行いました。調査の結果、加入負担金は、高い地区で10万円、低い地区ではゼロ円、地区費につきましても、高い地区では2万4,000円、低い地区では2,000円と、地区によってかなり差があることが分かりました。また、その地区費の内容ですが、地区運営費のほかに、過去の集会所建設負担金、神社がある地区は神社費、また、本来任意である交通安全協会会費、緑の募金、日赤の募金等が地区費に含まれており

ます。

このような状況の中、地区費に対する補助につきましては、地区による地区費の内容に大きな差があること、また、既に地区加入されている方との公平性の観点から、新たに地区へ加入される方に対しての地区費の補助は今後研究が必要と思われま

す。地区は地域住民の方による、行政とは独立した自治組織であり、各地区の事情により、地区の運営や地区費も異なっている状況です。村では今年度の取組といたしまして、地区を単位とした自主防災会への全村民加入推進を進めております。この取組を地区非加入者世帯解消のスタートといたしまして、継続して取組を予定しております。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ちょっと誤解しているようですが、地区費の補助をしてくれというのは、新規加入者だけじゃなくて全員にということです。全村民ということです。全村民が地区に加入したら、補助金を出してもらえないかという話でございました。

それはともかく、集落支援員が個別訪問して加入促進をするという話ですが、これは地区に加入するのか、自主防災会に加入促進をするのか、その辺を教えてほしいと思います。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の質問ですけれども、ちょっといろいろ、地区未加入問題というのは、以前からそうですが、みんな頭の中がぐちゃぐちゃになっていて、みんな考える、人によって考えることがどうも違っているように思うんですが、私はこう考えます。

地区未加入は、これは地域の文化のことですから、地区が主導権を持って加入促進をしないと駄目だと思います。そして、それは、さっきも総務課長から説明があったように、いろんな今までの歴史の中で、例えば公会所が建ったときの負担金だとか、各地区によっては結構財産を持ったところがあるものでとか、そういうようないろんな差があり過ぎるものから、そこに村として補助金というのは、ちょっと考えられないというふうに思っています。

ですから、地区未加入で、当面といいますか、当然、地区の行事をやるだとか、お祭りをやるだとか、そういったことは地区の皆さんが検討していただいて、各常会ごと、あの人は入っていないけれども促進活動しようよだとか、その常会、区ごとで決めてもらいたいと思

います。

村が絡むのは、いわゆる災害時にどのように避難をするだとか、いわゆる人の人命に関わる部分においては、村が自主防災会というものの育成と、それで、そういう組織にはぜひ全員が加入しようと、これは地区費関係ありませんから、災害のときにはどういう行動を取るかということは今村はやろうとしているわけですし、その辺を少し分けて、考えを整理していただきたいというふうに思います。

ですから、村は人の命に関わるような災害に対応するための地区防災会を、そこに未加入の人にはぜひ入ってもらいたいと。それがうまくいけば、もしかしたら、そのまま地区のほうにも入るかもしれません。そのように考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） よく話が分かりました。自主防災会には全村民が加入してもらうように勧誘すると。それは集落支援員の仕事でもあると、こういうことで理解できました。

そういうことで、2問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

水害対策、流域治水関連法についてでございます。

地域全体で水害を防ぐ流域治水関連法が4月末、参議院本会議で可決・成立しました。この関連法のポイントに沿って質問します。

（1）村は中小河川にもハザードマップを作成してリスクを事前に周知するとあります。これは今議会に、浸水想定マップ作成費用の補正予算が提出されています。このハザードマップの全戸配布をもって事前周知と考えますか。

（2）浸水被害の危険が著しく高いエリアは、県知事が区域を指定して住宅などを建築許可制にするとありますが、朝日村にもこんなような対象地域はありますか。

（3）高齢者施設の避難体制を村が確認し、不十分な場合、村は管理者に勧告するとあります。朝日村では、各高齢者施設の避難体制が十分であるかどうかの確認はしていますでしょうか。

以上が3問目の質問の中身でございます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、上條昭三議員のご質問3番目の水害対策、流域治水関連法案につきまして、（1）、（2）につきまして、建設環境課のほうからお答えさせていただきますと思います。

（1）の中小河川にもハザードマップ作成につきましては、中小河川とは、この松本地域では、犀川、奈良井川以外の一級河川が該当します。鎖川も中小河川に該当となります。上條議員の言われるとおり、今議会に提出された補正予算で作成予定のハザードマップで、事前周知とさせていただくものでございます。

しかし、今回のハザードマップは奈良井川改良事務所の管轄部分であり、上針尾橋上から上流につきましては松本建設事務所の管轄であるため、今後、浸水想定区域の調査を要望し、ハザードマップを作成していきたいと考えております。

続いて、（2）であります。浸水被害の危険が著しく高いエリアの指定につきましては、この法案、特定都市河川浸水被害対策法となっております。大都市が該当になります。つきまして、適用されるものでありますので、朝日村は該当となりませんので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 上條昭三議員ご質問の水害対策、流域治水関連法について、私からは、3項目めの朝日村での各高齢者施設の避難体制が十分であるかの確認状況について答えさせていただきます。

初めに、ご質問の流域治水関連法案は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律というものとなっております。この法律改正の一部の中で、水防法と、もう一つ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正、この2つの改正におきまして、今までの高齢者施設等の要配慮者利用施設では避難訓練を行うと規定されていたものが、今回の改正で、施設の避難計画や避難訓練に対し、市町村が助言・勧告するということとなります。

なお、この法律は、4月28日成立、5月10日交付、施行につきましては3か月以内ということで、現在施行されておられません。

法律改正施行後につきましては、要配慮者利用施設、高齢者施設等も含めましてですが、避難計画・訓練に対する村の助言・勧告によって、村・施設・地域住民が地域連携の下に、こうした高齢者施設等の施設を守る仕組みを構築していく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 1番のハザードマップについてですが、ちょっとよく分からないんですが、上針尾橋から下だけということでしょうか。その上はないという、今回のハザードマップにないということでしょうか。もしないとすれば、いつ頃できると考えればよいでしょうか、お答えください。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 上條議員の2回目の質問であります。鎖川は議員ご承知のとおり、河川の管理が上針尾橋で分かれております。今回、ハザードマップに浸水想定が出されているのは、奈良井川改良区の部分になります。先ほど申し上げたとおり、上針尾橋から上の松本建設事務所の管轄範囲につきましては、これから要望は出していく予定ではありますが、令和5年以降のハザードマップ作成という予定になると考えておりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ハザードマップの上針尾橋から上は令和5年からということですが、できれば来年でも、そんなに金のかかるものじゃないですから、ハザードマップ、全戸配布しても、2,000部作れば十分足りると思いますので、できるだけ早く来年度にも、その上のほうが氾濫の可能性が、まだ十分あると思いますので、早くハザードマップを作っていただくようお願いいたします。

次に、（3）番の説明、よく分からなかったんですが、高齢者施設の避難体制を確認して

いるかどうかという質問なのですが、確認しているかどうかをお答えください。

○議長（北村直樹君） 塩原総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 塩原康視君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（塩原康視君） 高齢者施設の避難体制につきましては、毎年の避難訓練等につきまして、村が一緒に参加して訓練を実施と、また、避難計画については確認をしている状況であります。

○議長（北村直樹君） 上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） よく分かりました。

以上をもちまして、私の質問は全て終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了しました。大変ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時16分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年朝日村議会6月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和3年6月18日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第37号から議案第42号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について
- 第7 議案提案説明
- 第8 議案内容説明
- 第9 発議第2号の質疑、討論、採決
- 第10 議員派遣について
- 第11 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(9名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番 | 上 條 俊 策 君 | 2番 | 高 橋 良 二 君 |
| 3番 | 清 沢 正 毅 君 | 5番 | 高 橋 廣 美 君 |
| 7番 | 中 村 文 映 君 | 8番 | 齊 藤 勝 則 君 |
| 9番 | 上 條 昭 三 君 | 10番 | 塩 原 智 恵 美 君 |
| 11番 | 北 村 直 樹 君 | | |

欠席議員(1名)

- | | |
|----|---------|
| 6番 | 林 邦 宏 君 |
|----|---------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	小 池 貴 浩 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	塩 原 康 視 君
企 画 財 政 課 長	上 條 晴 彦 君	住 民 福 祉 課 長	上 條 浩 充 君
建 設 環 境 課 長	大 池 守 君	産 業 振 興 課 長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君		

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 上 條 裕 子 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 上 條 昭 三 議員

10番 塩 原 智恵美 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

上條総務産業常任委員会委員長。

上條委員長。

〔総務産業委員長 上條昭三君登壇〕

○総務産業委員長（上條昭三君） それでは、総務産業委員会の陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました陳情第1号を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

委員会は6月14日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書につきましては、採択すべきものと決定しました。

審査の主な経過を申し上げますと、労働者の現状から最低賃金改善の必要性や中小企業への適切な支援の拡充について陳情者の説明があり、その後、陳情書の内容につき審査した結果、地域間格差をなくした全国一律最低賃金制度への見直しと最低賃金1,500円以上への引上げが必要であると同時に、中小企業への社会保険料の負担軽減を含めた適切な支援策を拡充する必要があると認め、全会一致で採択されたものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

なお、意見書を関係機関に送るため、議案を本日提出したいと思っております。またよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎議案第37号から議案第42号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、議案第37号から議案第42号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第37号 朝日村緊急防災ヘリポート条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和3年度朝日村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程

- 議長（北村直樹君） 日程第6、発議第2号の議案を上程します。
提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案提案説明

- 議長（北村直樹君） 日程第7、ただいま提出されました発議第2号の議案の提案理由説明を求めます。

この際、お諮りいたします。発議第2号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第2号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定しました。

◎議案内容説明

- 議長（北村直樹君） 日程第8、議案内容説明を求めます。

お諮りします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時11分

[全 員 協 議 会]

再開 午前 9時11分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第9、発議第2号の質疑、討論、採決を行います。

発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（北村直樹君） お座りください。起立多数です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第10、議員派遣の派遣についてを議題とします。

お諮りします。朝日村議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第11、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可します。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、一般会計補正予算等議案のご審議と原案どおりの可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

ご審議をいただいた中で、新たに導入する集落支援員制度の活用に関しましては、地域社会に喜ばれる運用となるよう研究を重ねてまいり所存でございます。そして、この活動が地

域福祉の充実につながればと思っております。

次に、新型コロナワクチン接種の件でございますが、7月より64歳以下に移り、基礎疾患をお持ちの方から接種が始まります。随時接種券がお手元に届きますので、基礎疾患の有無等内容を十分確認の上、接種日程の予約をお願いいたします。

昨日ですが、朝日村で5例目のコロナウイルスの感染者が確認をされました。感染経路は不明とのことでございます。新型コロナウイルスは変異株へと形を変え、感染力も高まっております。村民の皆様方には、引き続き感染予防対策の徹底と、感染された方や濃厚接触者への誹謗中傷等なきようお願いを申し上げます。

議員の皆様方におかれましてもご自愛をなされ、朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和3年度朝日村議会6月定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時16分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員